

第5次三宅村総合計画

平成24年度～平成33年度（2012～2021）



「**あなた(ワレ)**が
笑顔で暮らす島」を目指して

～火山とともに生きる、新たな島づくり～

東京都三宅村



総合計画の策定にあたって 村長挨拶

このたび、村では、地理的・自然的特性を生かした三宅島の自立的発展を目指して、平成24年度を初年度とする今後10カ年の島づくりの指針となる「第五次三宅村総合計画」を策定しました。

2,000年（平成12年）噴火災害から4年5ヶ月間に及ぶ全島避難を経験した三宅村は、依然火山ガス放出により島民生活に大きな負担を強いており、島内産業の疲弊、定住人口の流出、後継者不足、自然環境の破壊など、様々な課題とともに、未だ復興の途中にあります。

一方、帰島十年をもうすぐ迎えるなかで、私たちはいち早くこの復興から、その先の未来が明るいものにしていく島づくりを考えていかなければなりません。

近年の経済の低迷や少子高齢化、情報通信網の発達、価値観の変化などにより、我々を取り巻く経済・社会環境も複雑化してきており、厳しい村の財政状況の中で、多様化する村民の要求に応えていくためには、国や都の政策とさらに連携を深めつつ、きめ細かな村独自の政策及び財政運営がますます重要となってくると考えます。

このため、本総合計画の策定に当たっては、たび重なる噴火の経験や、島の人々の島に対する愛情とたくましい努力の積み重ね、その都度復興を遂げてきた島力を根幹に据え、計画の基本理念を「火山とともに生きる、新たな島づくり」とし、10年後の島の将来像を「あなた（ワレ）が笑顔で暮らす島」と位置付け、その実現に向け、島の内外の人たちと手を取り合い、もっと活気ある、安全、安心、安定した島づくりに努めてまいります。

先の読めない不透明な現代社会において、この総合計画の実現への道のりには、様々な障害や制約、困難が想定されますが、村と村民が協働し、問題意識を共有することにより、雇用の創出と経済の活性化、医療・福祉環境の充実・向上、交通アクセスの利便性向上、観光産業を主軸とする各種産業の発展、防災の島づくり、暮らしを支える社会基盤の整備などについて、10年後の将来像の実現を目指し、主要施策、事業を着実に展開してまいります。

最後に、本計画の素案づくりを担当いただいた総合計画策定委員会の皆様、具体的な計画内容を検討・策定し答申をいただいた総合開発委員会の皆様、本計画をご審議いただいた村議会議員各位をはじめ、貴重なご意見とご提言をいただきました村民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

平成24年12月

東京都三宅島三宅村長 櫻田 昭正



第1編 総論	1	第4章 快適な暮らしづくり	39
第1章 計画の策定にあたって	3	基本施策1. 道路の整備	39
1. 計画策定の目的	3	基本施策2. 公共交通体系の整備	42
2. 計画策定の視点	4	基本施策3. 快適な居住環境づくり	43
3. 計画の構成と期間	5	基本施策4. 快適な生活環境づくり	44
第2章 三宅村の現況と課題	6	基本施策5. 島の玄関口の整備	46
1. 三宅村政の諸条件	6	基本施策6. 情報基盤の整備	49
2. 産業構造の推移	8	第5章 災害に強い島づくり	51
3. 人口構造の推移	10	基本施策1. 防災対策の構築	51
第2編 基本構想	13	基本施策2. エネルギー供給体制の整備	54
第1章 村の基本理念と将来像	15	第6章 自然と共生した産業基盤づくり	55
第2章 施策の大綱	17	基本施策1. 地域特性を生かした農林業の振興	55
第3章 施策の体系	19	基本施策2. 地域特性を生かした水産業の振興	60
第3編 基本計画	21	基本施策3. 地域特性を生かした観光業の振興	62
第1章 島に誇りと愛着をもつ人づくり	23	基本施策4. 地域に根差した商工業の振興	64
基本施策1. 子育てへの支援	23	第7章 島づくりの推進のために	66
基本施策2. 魅力ある学校づくり	25	基本施策1. 行政の健全運営と職員の資質向上	66
第2章 島の文化を発信する生きがいづくり	27	基本施策2. 財政の健全運営	68
基本施策1. 多様な学習機会の支援	27	基本施策3. 広域的な交流・連携の推進	69
第3章 支え合いコミュニティづくり	32	第4編 資料編	71
基本施策1. 地域支え合いの支援	32	1. 三宅村総合開発委員会委員名簿	73
基本施策2. 健康づくりへの支援	36	2. 第5次三宅村総合計画策定委員会委員名簿	74
		3. 第5次三宅村総合計画策定経緯	75

第1編

総論



村の木「椎」

1. 計画策定の目的

平成12年7月、三宅島では約2,500年ぶりといわれる雄山山頂からの大噴火が起こり、全島民が島外避難を余儀なくされました。

こうした避難生活の中において、村では、平成14年12月に、「生活再建」「地域振興」「防災しまづくり」を基本方針とした「第4次三宅村総合計画」を策定し、平成17年の島外避難指示解除を経て、以来、島民の生活再建支援、観光産業を軸とした各種産業の発展、災害に強く健康で豊かな暮らしを支える社会基盤の整備に取り組んでまいりました。

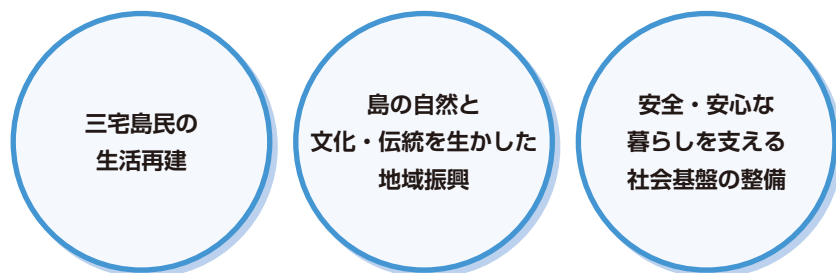
しかし、噴火活動による島内産業への打撃、定住人口の流出、自然環境の破壊など、様々な影響が現在に至るまで解決されてはおりません。一方、近年の社会情勢では、経済構造や人口構造の変化、技術革新、生活サービスの充実、価値観の変化など、住民を取り巻く社会環境は複雑化しており、厳しい財政状況のなかで、多様化する要求に応えるため、国策、東京都政策を踏まえた自治体独自の政策及び財政運営がますます重要となっています。

このような背景の中、「第4次三宅村総合計画」（平成14年度～平成23年度）の成果を検証し、その検証結果をふまえ、本村を取り巻く社会情勢の変化や本村の現状と課題を明らかにし、基本構想の将来像に掲げた「あなた（ワレ）が笑顔で暮らす島」の実現を目指し、第5次三宅村総合計画（平成24年度～平成33年度）を策定するものです。

2. 計画策定の視点

「第5次三宅村総合計画」の策定にあたっては、「第4次三宅村総合計画」の理念を継承しつつ、島の喫緊の課題に対応したものとするため、次に掲げる視点に基づき、村民共有の目標となるよう計画策定を進めてきました。

■計画策定の3つの視点



(1) 三宅島民の生活再建

平成12年の噴火活動の被害は大きく、現在もなお島民の生活に多大な影響を与えています。このため、更なる島民生活の再建と生活環境の向上を図り、将来を担う子供たちや高齢者も安心して生活できる三宅島の再生に努めるとともに、防災対策については、この噴火の経験を生かした安全・安心な島づくりを構築するための計画を目指しました。

(2) 島の自然と文化・伝統を生かした地域振興

地域の自然、歴史、産業、暮らしなど地域特性・個性を活かした魅力ある地域社会をつくり、島民が島のことを更に理解することによって、郷土三宅島に対する愛着や誇りが生まれます。

愛する島に人々を迎え入れる心が地域産業の基本であることから、すべての島民が一丸となって島をつくり、地域を活かす計画を目指しました。

(3) 安全・安心な暮らしを支える社会基盤の整備

村民が安心・安全で豊かな生活を営むため、国土形成計画、「2020年の東京」、「東京都離島振興計画」など、国・都の計画に示された現状認識及び施策の方向を的確にとらえながら、村の各種計画との整合性を図り、これに基づく多岐にわたる施策・事業を総合的かつ有機的に総括し、実現性のある計画を目指しました。

3. 計画の構成と期間

第5次三宅村総合計画は、平成24（2012）年度～平成33（2021）年度、10年間の島づくりの基本姿勢を示す「基本構想（長期ビジョン）」と10年間の基本構想を実現するための施策内容を示した「基本計画（中期ビジョン）」、さらに5カ年の施策や事業を示した「実施計画」から構成されます。

(1) 基本構想（長期ビジョン）

内容：島民との協働を基本として、島の特性や今後の課題などをふまえながら、島が目指す将来像とまちづくりの基本姿勢を示し、それを実現するために必要な施策の方向を明らかにするものです。

期間：平成24年度（2012）を初年度とし、平成33年度（2021）を目標年度とする10年間。

(2) 基本計画

内容：基本構想で定められた施策の方向を実現するための基本的な計画と施策を、総合的・体系的に示すものです。

期間：平成24年度（2012）を初年度とし、平成33年度（2021）を目標年度とする10年間。

(3) 実施計画

内容：基本計画に掲げる施策を、効果的に実施するための具体的な施策や事業を示すものです。

期間：短期的な目標と具体的な事業計画の実行性の観点から、5年を1期とし、毎年度見直しを行います。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
基本構想	▶									
基本計画	▶									
実施計画	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶

第2章

三宅村の現況と課題

1. 三宅村政の諸条件

(1) 自然的条件

三宅島は、東京の南南西約180kmの太平洋上にある伊豆諸島の一島で面積55.50km²、周囲35km、中央に雄山（標高775.1m）がそびえる楕円錐形複式火山島です。噴火回数は応徳2年（1085年）以降、平成12年（2000年）までの約1,000年間に、記録にあるものだけで15回を数えます。特に平成12年の噴火では、噴火活動の長期化（火山ガスの放出等）により住民は4年を超える島外避難生活を余儀なくされました。この噴火は雄山山頂から発生し火口中心部が500m以上陥没したことで、当時814mあった雄山の標高は現在の775.1mとなり、海岸部においては地盤沈下が起こるなど、三宅島に大きな地形変化をもたらしました。火山ガスについては減少傾向にはありますが今もなおその放出は続いています。

気候は黒潮の影響を受け温暖多雨の海洋性気候で、年間の平均気温は17.5℃、年間降雨量は3,000mmを超えます。さらに、三宅島は多くの島・沿岸部と同様に秋から冬にかけて大陸性高気圧による西または北東の季節風の影響を受けます。

(2) 歴史的条件

三宅島には縄文時代から人が住み始め、その名は一説には奈良時代に多治比真人宅麿が伊豆の島に配流された（721年）ことに由来するといわれます。室町時代、関東管領上杉家に支配され、その後小田原北条氏に支配され北条氏滅亡まで続きました。この間に村が誕生し（1471年、伊ヶ谷村）、15世紀後半には、神着、伊豆、伊ヶ谷、阿古、坪田、の5村が整いました。

江戸時代は徳川幕府の直轄地でしたが、明治2年に伊豆諸島の葦山県所管となり、明治9年静岡県編入を経て、明治11年東京府に編入しました。昭和18年東京都制が施行され、三宅支庁が開設し、昭和21年には、伊ヶ谷村、伊豆村、神着村が合併して三宅村となり、昭和31年2月1日に三宅村、阿古村、坪田村が合併して、現在の三宅村が形成されました。

(3) 社会的条件

三宅島の主な交通網として、都道212号三宅循環線（三宅一周道路）が整備されています。また、本村は離島という条件であることから、昭和20年代に海路の定期船寄港が始まり、昭和39年に鑓ヶ浜（阿古地区）、昭和41年には三池（坪田地区）に接岸港が完成、平成16年には伊ヶ谷漁港（伊ヶ谷地区）が避難港として整備され現在に至ります。

さらに、昭和41年に坪田地区に都営空港が完成し定期航空路が確保され、本土へのアクセスは飛躍的に改善されました。しかし平成12年の噴火による全島民島外避難のため運航が一時中断され、平成20年4月に再開されましたが、火山ガスの影響等により就航率は40%前後となっています。その他、平成5年から伊豆諸島間を結ぶヘリコプター「愛らんどシャトル」の運行が開始され、島内公共交通機関として、昭和24年から村営バスが運行しています。



<海上から見る雄山>

<写真提供：気象庁>

2. 産業構造の推移

(1) 経済的条件

平成22年の国勢調査による三宅村の就業人口は1,499人で、第1次産業が7.0%、第2次産業が21.1%、第3次産業が69.2%となっています。

島の主要産業であった農業と漁業は、昭和40年代半ばにして、島の恵まれた自然環境をベースにした観光産業に地位を譲り、現在に至っています。

平成12年の噴火活動により4年を超える全島避難生活が継続したため、島内の産業は壊滅的な打撃を受けました。平成17年2月に島外避難指示が解除され、帰島を果たしましたが、帰島を断念する事業者や高齢を理由に廃業する事業者が多かったことから、島内の産業は噴火活動以前の水準を回復するに至っていません。

(2) 産業構造の変化、地域の経済的な特性

三宅村は従来第一次産業が中心でしたが、社会経済の変化及び首都圏住民等の観光レクリエーションニーズにより、昭和45年以降、漸次第三次産業従事者が増加したことから、産業構造に大きな改革をきたしました。

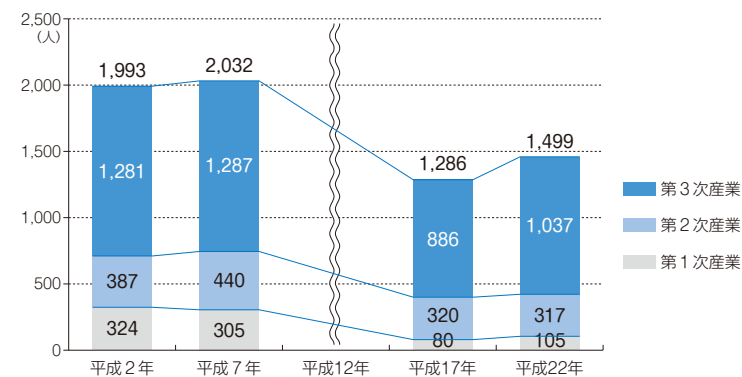
特に、観光産業の進展については、釣りをはじめダイビングやバードウォッチング等本島の恵まれた自然環境を求めて来島した観光人口の増加によってもたらされたものです。このため、今後とも既存資源を積極的に活用していくとともに、噴火に代表される三宅島ならではの特色を活かしながら、必要と考えられる関連施設の整備を進め、観光立島としての再生を目指していきます。

第一次産業は、後継者の育成・確保などを通じ生産力の向上に努めるとともに、生産基盤の整備を積極的且つ迅速に進め、施設の近代化と経営形態の改善を図ります。また、島内の自給力を高めるとともに、生産物のブランド化を図り、販売力の強化に努めます。

所得の確保は観光を中心とした第三次産業の発展によるところが大きいことから、地産地消を進めながら第一次産業と観光産業との連携のとれた地域振興を促進していきます。

(3) 産業別就業者数の推移

国勢調査の就業人口比率をみると、第1次産業は、平成2年の324人（16.3%）から平成22年の105人（7.0%）に減少しています。第2次産業は、平成2年の387人（19.4%）から平成22年の317人（21.1%）に、第3次産業は、平成2年の1,281人（64.3%）から平成22年の1,037人（69.2%）と変動しています。



※平成22年就業者数1,499人には分類不能40人が含まれている。

※産業別就業者

第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）

その他：分類不能の産業

3. 人口構造の推移

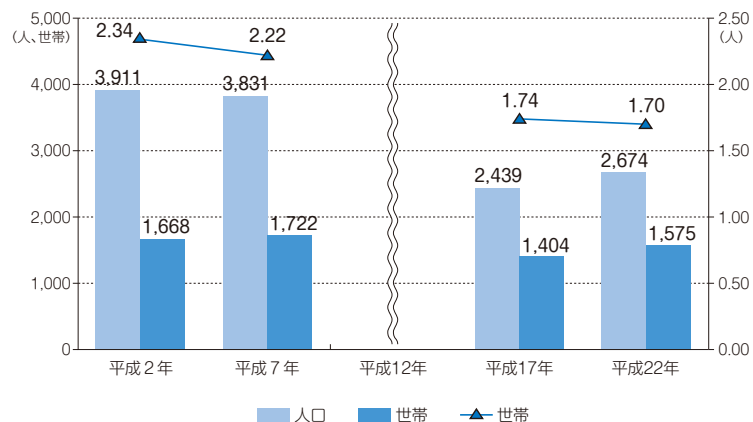
(1) 三宅村における過疎の状況

三宅村における人口減少の要因は、高度成長期においては都会への人口流出でした。近年においても若年層の島外就職が依然顕著なことや少子化の進展などから、人口の年齢構成に多大な影響を与え、高齢化・過疎化が進んでいます。

本村は、三宅村過疎地域自立促進計画を定め、地域の問題に対応した施策と諸政策の整備を施行し、社会資本の充実を図ってきましたが、依然として過疎化は進行しています。また、平成12年の噴火活動による全島民島外避難が長期化したことや、噴火活動等の自然現象が影響し、定住人口の流出にさらに拍車をかけています。このため、各産業の復興とともに就業の場を創出し、島内若年層及び、I・U・Jターン者の定住化を促進し、本村の人口減少に歯止めをかけていくことが必要です。

(2) 世帯と人口

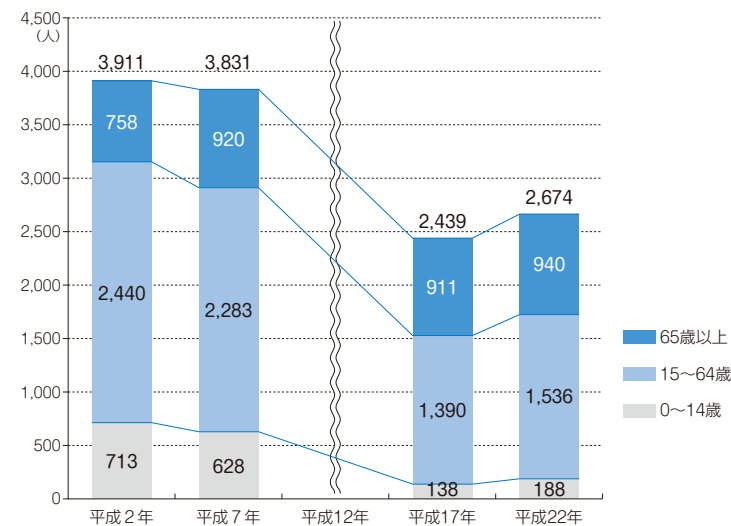
国勢調査によると、平成22年の人口は2,674人、世帯数は1,575世帯、1世帯あたりの人口は1.70人です。人口は平成12年の噴火前と比較し、約7割、世帯数は9割方の回復となっていますが、1世帯あたりの人口は1.70人と減少傾向にあります。



(3) 年齢3区分別人口

国勢調査によると、年齢3区分別人口の構成比では、15歳未満が、平成2年の713人（18.2%）から138人に減少しましたが、平成22年には188人（7.0%）まで増えてきています。

一方、65歳以上は、平成7年の920人（24.0%）から平成22年の940人（35.1%）に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

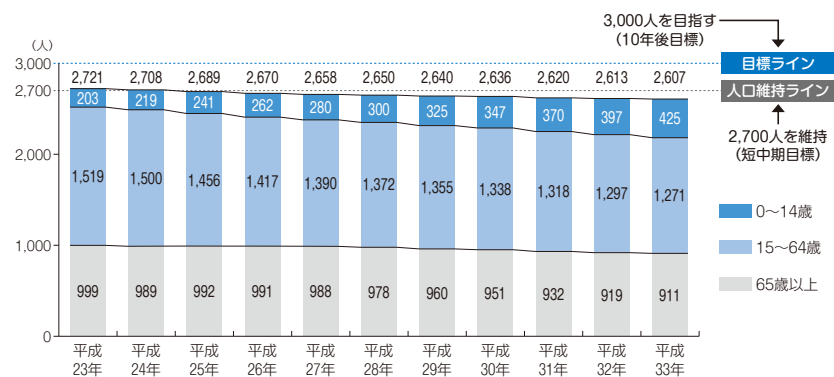


(4) 将来人口推計と目標人口

平成2年には4,000人弱の人が暮らしていた三宅村では、噴火と全島避難を経て、平成17年には2,439人、平成22年には2,674人の人が住んでいます。(以上、国勢調査)

一方、過去5年間の住民基本台帳(4月1日現在)人口に基づいて、本計画期間内の人口推計を行ったところ、最終年度である平成33年には総人口が2,607人になると見込まれ、現在より100人以上減少すると予想されます。

本計画においては、この推計結果を踏まえ、計画最終年度の将来人口を現在の2,700人を維持していくことを前提に、10年後の目標とする将来人口を3,000人と設定し、これを実現するための施策を重点的に取り組んでいくこととします。



※平成19~23年の人口を基にコーホート変化率法によって推計

第2編

基本構想



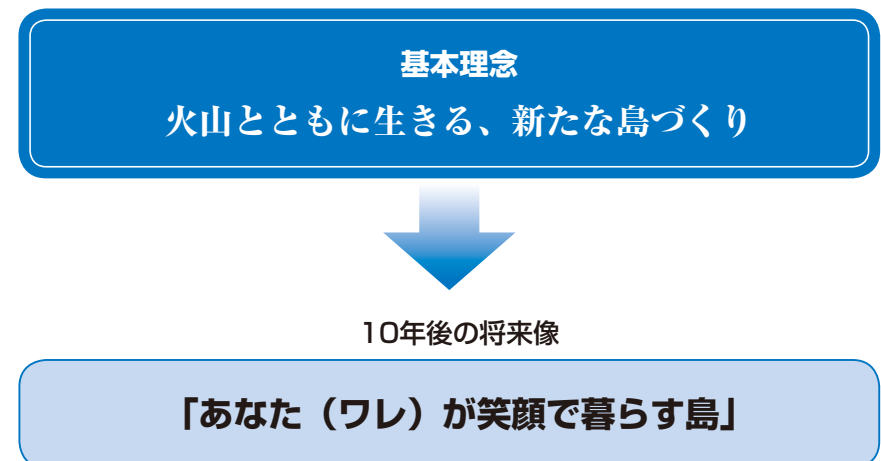
村の花「ガクアジサイ」

三宅村は度重なる噴火を経験してきましたが、島の人々は島に対する愛情とたくましい努力を積み重ね、その都度、復興を遂げてまいりました。三宅島の歴史は火山とともにあったといっても過言ではありませんが、辛く厳しい経験は、逆境に負けない強い意志を島民に根付かせているといえます。

今後、島の10年間を見据えた時、我々は火山の島という現実を正面からとらえ、島を取り囲む豊かな海からの恩恵を受けつつ、噴火に負けない強い心、生活環境、生業（なりわい）をつくりあげていくことが大切であると考えます。

そこで、本計画の基本理念を「火山とともに生きる、新たな島づくり」とし、10年後に向けた島の将来像を「あなた（ワレ）が笑顔で暮らす島」と位置づけました。

「ワレ」とは島の方言で「あなた」を意味します。たゆまぬ努力で私たちの周りの方々が笑顔で暮らしていける島の実現を目指し、各種施策を展開していくこととします。



あなた（フレ）が笑顔で暮らすため、10年後のめざす姿

村政と村民が協働して、10年後の以下の将来像の実現をめざします。

人口増加と経済の活性化

観光業と農業等の他産業が連動して経済振興が図られ雇用の場が確保される。若年層を中心としたU・I・J ターン者の増加、住居の確保によって後継者不足も解消し、定住人口は3,000人に達する。

医療・福祉環境の安心向上

島外の医療機関との連携が整備され、出産をはじめとした医療・保健・福祉・介護、さらには防災分野での相互のネットワーク化が図られている。

交通アクセスの利便性向上

島外とのアクセスについては、空路・海路のダイヤの見直しや交通機関の増便などにより、住民や観光客などの利便性が大幅に向上している。

防災の島づくり

火山対策のための施設整備が終了し、台風など火山以外の自然災害への対応も図られ、安全で安心な防災の島づくりが形成されたことで、村民や来島者の生命財産の安全が確保されている。

観光基盤の充実

交通環境の改善により島へのアクセスが容易になる。海だけではなく火山資源を生かした新たな観光形態が図られ、観光レクリエーション及び受入体制が充実している。

第2章

施策の大綱

10年後の将来像を実現するため、以下の基本方針を定めます。

(1) 島に誇りと愛着をもつ人づくり

若者や子どもたちが島に誇りと愛着をもつことができるよう、島ぐるみで島の魅力を伝えていきます。今後、若い世代が島内で活躍したり世界へ羽ばたいていくための、三宅島民としてのアイデンティティの醸成に努めます。

(2) 島の文化を発信する生きがいくくり

島の文化・伝統を次代に伝えていくとともに、新たな三宅島文化を創出し、島外へ発信していくことが島の活力につながります。一人ひとりの島民の興味や能力に応じた取り組みを発揮できる環境づくりに努めます。

(3) 支え合いコミュニティづくり

地域全体が支え合いながら健やかに安心して暮らしていくために、地域活動やコミュニティ活動を支援するとともに、保健・福祉の充実に努めます。

(4) 快適な暮らしづくり

島の抱える課題である交通網の整備や、防災に重点を置いた施設への改修など、快適に暮らすための環境を整備するとともに、島の誇る豊かな自然を生かし、火山と共生する島づくりを進めます。

(5) 災害に強い島づくり

全ての島民が、安心・安全に暮らしていくために、緊急時の対応、予防を徹底し、災害に強い島づくりを推進します。

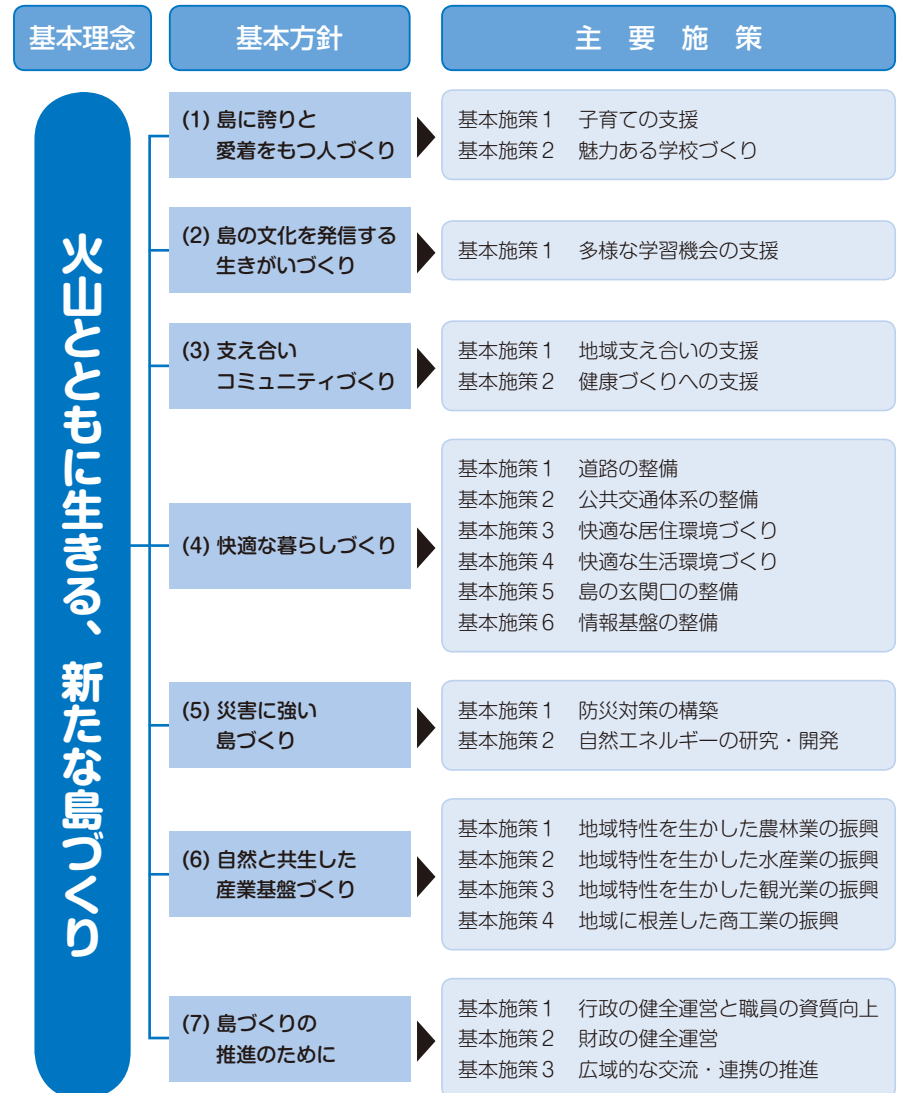
(6) 自然と共生した産業基盤づくり

三宅島の風土や環境を生かした特産物の生産、付加価値化や、流通経路の新規開拓などによって、島の魅力を島外へ広く伝えていくことが重要です。三宅島を知ってもらうこと、興味を持ってもらうことから始め、さらには観光客の誘致、受け入れ体制の確保など、長期的な目標を定めた環境整備に努めます。

(7) 島づくりの推進のために

本計画が目指す島づくりを推進するため、10ヶ年事業実施計画の進捗管理及び定期による事業の見直しを行い、村政が健全な行財政運営のもと島民の期待やニーズに応えるための効果的かつ効率的な事業を推進します。また、本土や島嶼間による交流や連携体制の強化を図るための事業を積極的に推進します。

基本理念に基づき、10年後の将来像の実現に向け、以下の施策を展開します。



第3編

基本計画



村の鳥「アカコッコ」

基本施策 1. 子育てへの支援

現状と課題

本村では、伊豆地区・坪田地区・阿古地区にそれぞれ1か所、計3か所の保育所で、児童保育を実施してきましたが、平成17年2月の島外避難指示解除後は、児童数の減少や火山ガスが放出する中で保育を行うという条件から、最も火山ガスの影響の少ない伊豆地区のみやけ保育園での1園体制をとっています。

近年の社会経済状況やライフスタイルの多様化等によって、本村でも地域コミュニティの衰退と子どもたちを取り巻く環境が変化しています。それらに対応すべく、子育てを支援する体制や施設の整備を図るとともに、島内外の方々が安心して出産・子育てができる環境づくりを構築する必要があります。

施策1-1 子ども家庭支援の充実

施策の方向	施策の概要
①地域ぐるみの子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な所で子育ての相談ができるよう、地域の相互援助活動の充実を図ります。 ●地域などとの連携により、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの整備を進めます。
②保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●多様化するニーズに対応した保育内容の充実に努めます。 ●国の法改正の動向に合わせ、保育施設の拡充を検討していきます。
③子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する学習機会や情報提供の充実を図るとともに、交流の場の確保に努めます。 ●子育て家庭への経済的支援を充実します。 ●家庭での養育が困難になった児童への支援や養育に関する相談体制の充実を図ります。
④子どもや親の健康確保	<ul style="list-style-type: none"> ●出産に伴う相談支援と出産支援を行います。 ●子どもと親の心身の健康保持・増進を図るため、相談・保健指導体制を充実します。 ●学校保健や地域医療機関等との連携により、各種予防接種事業や思春期保健教育の充実を図ります。

◇主要事業	
主な事業	内 容
①子ども家庭支援センター ^(※) の開設及び運営	子どもと家庭の総合的支援機関として、(1)子供家庭総合ケースマネジメント事業、(2)地域組織化事業等を行い、地域の子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。
②準要保護児童生徒就学援助	経済的理由により、就学困難な児童及び生徒に対し、準要保護者と認定された方に学用品費、学校給食費を補助します。
③放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が昼間仕事等で家庭にいない児童を対象に放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。
④高校生通学援助	三宅高校生のバス通学定期券購入費を一部補助し、保護者の負担を軽減します。
⑤児童遊園の整備	児童遊園を整備し、親子で安心して遊べる場を提供します。イベント会場としても活用を図り、島民のコミュニケーションの場を提供します。
⑥みやげキッズパス	小中学校の児童・生徒に対し「みやげキッズパス」を発行し、地域間の子どもたちの交流を図ります。

※子ども家庭支援センター：子どもと家庭に関する総合的な支援を行うため、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも対応し、地域の子育て支援活動の推進を図る施設です。

基本施策2. 魅力ある学校づくり

現状と課題

本村には、小学校及び中学校が、伊豆・坪田・阿古地区に各1校ありましたが、平成17年2月の全島民島外避難指示解除に伴い、伊豆地区にある小学校及び中学校を整備し、3校合同によって同年4月に再開されました。その後、平成19年3月末をもって全ての学校を廃校とし、同年4月より伊豆地区の小学校及び中学校を統合校としています。

今後は、少人数学級を活かした学力の向上対策や、校舎の整備、グラウンドの芝生化などの環境整備、コンピュータ、図書などの充実に積極的に取り組む必要があります。

施策2-1 学校教育の充実

施策の方向	施策の概要
①学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●確かな学力の定着を図るため、指導内容の系統性・指導方法の継続性をはじめ、学びの連続性を確保し、個性を發揮できる子どもの育成に努めます。
②特別支援教育 ^(※) の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする児童や生徒及び保護者に対して、適切な指導と支援を実施するため、特別教育支援員や特別支援教育コーディネーターをはじめ、教職員、専門機関、福祉団体や福祉ボランティア等との連携・協力を図りながら、学校教育や家庭教育における支援の充実に努めます。 ●特別支援教育に関する地域住民の理解と協力を促進します。
③教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の方向性や学校の課題を踏まえた研修を実施します。 ●教職員に本村の教育の方向性を示すとともに、子どもたちを育む環境づくりを進めるために、学校教育指針を作成し住民に公表します。 ●教職員が積極的に地域に溶け込むための環境づくりを進めます。
④教育環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ●遠距離通学を必要とする児童・生徒のための支援を行います。 ●児童・生徒が安心して健やかに学校生活が送れるよう、学校校舎等の耐震化や老朽施設の改修整備を進めます。 ●教科学習教材や情報教育IT備品などの教育用備品の充実に努めます。 ●体育館や校庭など学校施設の地域開放を進めます。 ●学校や関係機関と連携し、個々の状況に応じた、いじめや不登校の問題解決に努めます。

※特別支援教育：従来の盲・ろう・養護学校と小中学校の特殊学級という障害児教育のあり方が平成18年(2006)に見直され、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症など、教育や療育に特別のニーズのある子どもを含めた「特別支援教育」が実施されることとなりました。

施策の方向	施策の概要
⑤特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の教育力を生かした教育活動を展開します。 ●教職員の地域意識の向上と地域学習機会の拡充に努めます。 ●高等学校に特色ある学科の設置を働きかけ、島外からの就学希望者をも含めた島の未来を担う人材の育成を進めます。

◇主要事業	
主な事業	内容
①三宅小学校の整備	児童の快適な学習環境、安全な環境を確保するため、校舎の改修（屋上防水等）やプール施設などの付帯設備の整備を実施し、教育環境の充実を図ります。
②三宅中学校の整備	生徒の快適な学習環境、安全な環境を確保するため、校舎の改修（生徒用トイレ改修等）やグラウンド駐車場の整備、プール施設などの付帯設備の整備を実施し、教育環境の充実を図ります。
③小中学校合同校舎の整備	小中学校の校舎は建設から40年が経過し、校舎躯体の耐用年数を超えていることから、新校舎の建設を検討します。
④小中学校パソコンの整備	約5年でパソコンの耐用年数を超えるため、定期的に更新し、児童・生徒のIT学習への向上を図るとともに、教諭の円滑な指導及び学校運営を行うため整備します。
⑤学校給食管理	三宅村学校給食共同調理場の設備を整備し、継続的に安全な給食を提供します。
⑥外国人英語補助教師派遣	小中学生が生きた英語に触れることができ、異文化に対する理解を深めるとともに、国際対応能力を身につけるなど、外国語教育の充実を図ります。
⑦通学バス運行事業	小中学校における教育環境の向上並びに学校運営の円滑化を図るため、スクールバス運行事業を実施します。

基本施策 1. 多様な学習機会の支援

現状と課題

本村は、住民の集会・交流・学習の場として、郷土資料館、公民館、福祉館、コミュニティセンター、体育館をそれぞれ配置し、コミュニティの場として整備してきました。

また、島内ではバレーボールや柔剣道、野球、サッカー等のスポーツ活動が盛んですが、本村には総合的な体育施設が整備されていないため、島外団体とのスポーツ交流ができる陸上競技場や野球場を備えた総合グラウンドを整備する必要があります。

施策 1-1 社会教育の充実

施策の方向	施策の概要
①郷土学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●郷土を愛する心を育むため、各地区の伝統行事の参加やその郷土芸能を学ぶ機会を設けるなど、郷土学習の充実を図ります。 ●噴火をはじめとする厳しい自然環境の中で生きてきた先人たちの知恵と経験を共有できる学習会等の開催や、三宅島の文化や各産業（漁業・農業・商業・観光業）を体験するための学習の場を提供するなど、地域人材や地域資源を活用した多様な体験活動を推進します。
②感性や創造力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●文化団体などと連携し、青少年の芸術文化活動を推進します。 ●学校図書、郷土資料館図書室の充実など、子どもたちの読書活動を推進します。
③道徳・人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉に関する活動の機会を通して、他人への思いやりを大切に子ども育成をし、命の大切さについて学ぶ心の教育を推進します。 ●マナー向上運動やあいさつ運動などを実施して、道徳意識の向上を図ります。

施策の方向	施策の概要
④環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●エコミュージアム^(※)活動やごみの減量化、再資源化の取り組みなどを通して、循環型社会の構築に向けた環境意識の啓発を図ります。
⑤青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年が地域活動やボランティア活動に参加できる環境づくりを推進します。 ●地域活動やボランティア活動への参加機会の充実を図るとともに、リーダーの養成を支援します。 ●青少年の仲間づくりや居場所づくりを推進します。 ●青少年健全育成団体、青少年グループの育成を図るとともに、自主的な交流活動を支援します。
⑥相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、家庭、地域、関係団体が連携し、児童・生徒の心の相談に対応します。 ●児童虐待の防止、早期発見・対応を図るための体制整備を進めます。
⑦食育 ^(※) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●食の大切さや、バランスの良い食事内容などを学ぶ機会を充実します。 ●地場農産物を活用することにより、生産者や環境への感謝を学ぶ食農教育を推進します。 ●家庭や地域、生産者等との連携により食育を推進します。
⑧体力の向上・スポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●学校運動部活動や子ども関連スポーツ団体などへ専門的な指導者などを派遣し、ジュニアスポーツのレベルアップ、競技力の向上に努めます。 ●スポーツに親しみ、体力・健康増進を図るため、各種スポーツ教室の充実に努めます。 ●地域のスポーツ団体の育成に努めるとともに活動を支援します。

※**エコミュージアム**：人々が暮らす地域全体を博物館（ミュージアム）にとらえ、自然・歴史・文化・環境を対象に、住民参加により保存・展示して運営していく新たな取り組みのことをいいます。

※**食育**：生涯にわたって生き生きと健康に暮らしていけるように、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保を図る取り組みのことをいいます。

◇主要事業	
主な事業	内容
①ふるさと再発見ディスカバー三宅島事業（郷土資料館郷土愛育成事業）	郷土資料館の活動・充実を促進し、人材育成と歴史・文化情報等の集約を図り、三宅島の歴史と文化の拠点としての役割を強化し、郷土愛の育成（郷土学習・体験活動）に努めます。
②社会体育施設の整備	社会体育施設の体育館やグラウンドの維持管理を行い、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図ります。
③総合グラウンド整備事業	住民の社会スポーツの向上及び推進を図るとともに、青少年育成に寄与する施設整備を検討します。
④郷土資料館・図書館の充実	郷土資料館並びに図書館の充実と円滑な運営管理を図ります。
⑤多目的施設の整備	都道拡張工事に伴う公民館解体により、地域住民の集いの場として多目的施設を新設します。 現在島内では、イベント開催場所として既設の体育館を利用していますが、夏季・冬季の利用に適していないため、新築施設は空調完備とし、あわせて店舗の開設スペースを確保したものを検討します。

施策1-2 生涯学習・生涯スポーツの充実

施策の方向	施策の概要
①生涯学習活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住民ニーズの多様化や、時代に的確に対応した学習プログラムの提供に努めます。 ●地域人材や地域資源などを活用した学習プログラムの充実を図ります。 ●エコミュージアム活動などを通して、地域を知る学習機会の充実に努めます。 ●図書館資料の充実と図書情報のネットワーク化を図ります。
②学習情報と学習相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学習意欲を喚起するため、情報発信機能の充実を図ります。 ●郷土資料館などにおける生涯学習・相談体制を確立します。
③学習施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学習施設の整備改修や視聴覚機能の充実を図ります。 ●文化施設の島外施設とのネットワーク化を推進します。 ●魅力あるイベントや事業の企画・実施に努めます。
④芸術文化活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の芸術文化活動の機会や活動の場の提供に努めます。 ●文化団体の育成と活動の支援に努めるとともに、団体相互の交流を促進します。 ●地域文化活動の拠点である郷土資料館の適切な運営と有効活用を推進します。
⑤地域伝統文化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の伝統文化・伝統行事の保存・継承に向けた住民活動を支援します。 ●文化財の調査・記録・指定措置などにより、適切な保護・保存を図るとともに、その意義や重要性の啓発、活用を推進します。
⑥スポーツ・レクリエーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、楽しむことができるよう各種事業を推進します。 ●健康・体力づくりや、地域コミュニティの活性化を図るため、生涯スポーツ組織の育成に努めます。 ●誰でも気軽に参加できるスポーツの普及・促進に努めます。 ●生涯スポーツを積極的に推進するために、スポーツ活動の指導者を養成します。
⑦施設の充実と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の改修については、緊急性の高いものから計画的に進めます。 ●小・中学校体育施設の開放を進めるなど、既存施設の有効活用を推進します。
⑧高齢者・障害者の健康体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気楽に参加し楽しむことのできる生涯スポーツやレクリエーション活動を推進します。 ●障害者を対象としたスポーツ教室やイベントの充実を図るとともに、健常者との交流を促進し、障害者スポーツの普及拡大に努めます。

◇主要事業

主な事業	内 容
①スポーツ教室・スポーツ交流事業	スポーツを通じて住民が交流を深め、住民相互の新たな連携を促進し、住民が心身ともに健康に生活できるようスポーツ活動への参加を促進します。
②東京国体事業	第68回国民体育大会リハーサル大会及び本大会を開催します。
③離島交流中学生野球大会	島の未来を担う子どもたちが野球を通して幅広い交流をはかり、友情を育むとともに、夢と希望と勇気をもつことの大切さを実感し、郷土を思う誇りと心を醸成し、島の活性化及び人づくりに資することを目的として実施します。
④郷土芸能の振興	各地区において受け継がれてきた郷土芸能を後世に伝承していくことは、島の文化を保護していく上で非常に重要な課題です。このため各種イベントなどで披露の場を提供していくとともに、映像を保存するなど、伝承活動の支援を行っていきます。



<大路池>

第3章

支え合いコミュニティづくり

基本施策 1. 地域支え合いの支援

現状と課題

本村は、島民の約4割が65歳以上という「超高齢社会」であり、今後もこの傾向は継続することが予想され、ひとり暮らしや、寝たきり等の要介護者の増加や家族介護者の高齢化など、問題は山積しています。各社会福祉法人を中心に、島内の実状に対応した介護サービスの提供を行うとともに、安定した人材の確保が必要となっています。

また、介護保険事業をはじめとする各高齢者福祉関連事業については、「介護保険事業計画」・「高齢者保健福祉計画」を基に、保健・医療・福祉の連携を強化し、福祉サービスが円滑に提供できるよう、行政だけでなく、福祉関係団体及び地域住民が力を合わせて、地域における総合的なケア体制を構築する必要があります。

加えて、近年増加している単身者（40～50代）のひとり暮らしで身寄りのない住民についても、急病等の不測の事態に備え、地域ぐるみで見守っていく必要があります。

障害者福祉については、被災前は小規模作業所への支援等を実施してきましたが、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」「障害者が当たり前で働ける社会」「全ての国民がともに暮らす地域社会」の実現を目指した「障害者自立支援法」が平成18年10月より施行され、3障害（身体・知的・精神）が共通の制度のもとでサービスを受けられる支援制度に転換されました。このことから本村でも、ノーマライゼーション^(※)の理念のもとに、障害者が安全に、安心して暮らすことのできる「ふるさと」づくりを進め、地域活動支援センター等の活動と交流の場の拡充を図り、自立や社会参加の促進を目指す必要があります。

※ノーマライゼーション：障害者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマル（正常）な状態であるという理念のもと、そうした正常な社会を積極的に創造しようとする活動や施策、またその推進のための運動のことをいいます。バリアフリーはそのための手段のひとつとして推進されています。

施策 1-1 福祉サービスの充実

施策の方向	施策の概要
①福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育や生涯学習における、福祉ボランティア体験や福祉関連講座などの充実を図ります。 ●保健・医療関係機関との連携による講座やセミナーを開催します。 ●障害者に対する理解やノーマライゼーション理念の啓発活動を充実します。
②地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスを必要とする住民が、地域社会のなかで、安心して幸せな生活が送れるよう、やさしい福祉のまちづくりを進めます。 ●すべての住民が安心して外出し、社会参加できる環境を整備します。 ●認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方の権利擁護^(※)を推進します。 ●ボランティア活動の拡充や福祉教育の充実などにより、地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会を支援します。 ●各種の相談活動、見守り活動などを主体的に行っている民生委員・児童委員や地域団体の活動を支援します。
③自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険の給付適用外で介護の必要がある住民に対する在宅福祉サービス、相談機能の充実や住宅改修の費用助成等を推進します。 ●障害者の自立訓練や就労支援などの充実にも努め、障害者が自立し社会参加しやすい環境づくりを推進します。 ●低所得者世帯の生活の安定を図るため、援護事業の有効活用や関係機関との連携による、就労などの相談・支援体制の充実にも努めます。
④高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉団体などとの連携を強化し、在宅による高齢者の健康的で文化的な日常生活を維持するためのサービスの充実を図ります。 ●介護予防・地域ケア体制の確立と相談体制のネットワーク化を進め、自立生活の支援を図ります。 ●ひとり暮らし高齢者や要援護者の日常生活における不安解消のため、緊急時の見守り体制を充実します。
⑤ボランティア・NPO ^(※) 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動や自治会活動、団体活動など、住民の主体的な社会参加を促進します。 ●ボランティアや、リーダー人材、NPOなどの育成・活動支援、相談体制の強化を促進します。 ●ボランティアセンターと連携し、中・高校生のボランティア活動の充実を図ります。
⑥地域コミュニティへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・青年団・老人クラブ・子ども会などの活動を活性化するため、リーダー人材の育成を図り、活動場所や情報の提供、情報発信などの支援を行います。 ●各地区の自治会や各種団体などの横断的な意見交換や情報の共有化、交流活動を支援します。 ●近所づきあいや、地域のつながりの再生を図ります。

◇主要事業	
主な事業	内 容
①地域包括支援センター事業	介護予防サービスの提供、介護予防マネジメント総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント業務を実施し、高齢者の介護予防への取り組みを支援するとともに、地域ケアネットワークの構築に努めます。
②配食サービス事業	高齢者への配食サービス（1日1食、週5日）を実施し、安否確認と食の自立支援を図ります。
③高齢者地域サービス事業（地域サロン）	社会福祉法人やNPO法人による地域サロンの開設を支援します。
④地域見守りネットワーク事業	ひとり暮らしの高齢者や身寄りのない単身者などを地域ぐるみで見守ります。
⑤障害者支援事業	地域支援活動センターを中心として、障害者の自立訓練や就労支援の充実を図ります。
⑥成年後見制度支援事業	村内での成年後見人を確保するために、養成研修や実習活動などに対しての支援を図ります。
⑦特別養護老人ホームへの支援	施設入所が必要な要介護者へ、安定したサービスを提供するために、特別養護老人ホーム運営を支援します。
⑧高齢者専用住宅の整備	特別養護老人ホーム近辺に高齢者専用住宅を整備することを検討します。

※**権利擁護**：認知症や知的障害、精神障害などにより、自らの判断能力が十分ではない方の契約行為や財産管理を支援する制度。社会福祉協議会では福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」を行っています。

※**NPO**：特定非営利活動団体。多様な社会活動を行う非営利の民間組織のことで、その要件は、①民間で、②公益に資するサービスを提供する、③営利を目的としない、④団体、とされています。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）にもとづいて、法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

施策1-2 地域活動の活性化	
施策の方向	施策の概要
①地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民による地域活動に対する支援を充実し、活動・活躍の場の拡充に努めます。 ●村民の技や技能を地域で発揮できる場づくりを推進します。
②高齢者の社会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の知恵・経験・技能などを活かす機会の拡充を図ります。 ●老人クラブ活動や高齢者の産業活動などへの支援体制を充実し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

◇主要事業	
主な事業	内 容
①老人クラブ活動への支援	老人クラブの運営費を補助することによって、各地区老人クラブ活動の活性化を図ります。また、連合老人クラブの設立を目指します。
②シルバー人材センター運営支援	<p>高齢者に生きがいづくりや社会参加の機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援します。</p> <p>健康で、働く意欲を持つ60歳以上の高齢者を中心に、地域社会と連携を図りながら、その知識・経験を活かして働く機会の確保を図ります。</p>
③地域福祉推進事業	<p>島内諸機関・諸団体及び住民との協力関係を築き、ボランティア活動の推進を行い、島内の福祉ニーズに対応する事業を支援します。</p> <p>高齢者等の在宅生活支援の充実を図り、福祉サービスの提供を目的とする事業の円滑な実施及びボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の推進を図ります。</p>
④社会福祉協議会事業への支援	<p>地域に密着した福祉活動の支援を図り、住民の理解や関心を深めるための普及・宣伝などに努めます。</p> <p>また、地域福祉の推進を目的とした社会福祉協議会の様々な福祉サービスの充実を図ります。</p>
⑤民生児童委員活動の充実	<p>担当地区での社会問題の把握などを行うため、訪問や電話連絡などの活動をしている民生児童委員の活動を支援します。</p> <p>社会福祉関係について問題を抱えている人の把握・相談・助言などを行うとともに、関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進を図ります。</p> <p>また、民生児童委員のスキルアップのための研修等を実施します。</p>

基本施策2. 健康づくりへの支援

現状と課題

高齢者・障害者ができる限り状態を維持・改善し、生き生きとした生活を送るには健康づくりへの取り組みが大切です。そのためには、生活習慣病の予防等、保健事業の充実を図るとともに、村民の健康に関する相談、栄養指導、健康教室、ふれあいによる心のケアに関する相談や認知症予防等、幅広い活動を展開していくことが必要となっています。

また、村民が安心して暮らしていくためには、医療施設及び医療機器類の整備と医療スタッフの充実が不可欠であるほか、平時より不測の災害時に対応できる医療施設と、救急患者発生時に、迅速かつ確実に都内の高次医療機関に搬送できる体制を整えておく必要があります。

さらに、村民からの要望の強い人工透析医療の導入については、現状及び将来の利用予測を踏まえ整備を進めていく必要があります。

施策2-1 主体的に取り組む健康づくり

施策の方向	施策の概要
①健康づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯にわたる健康づくりのため、健康や運動に対する意識づくりを推進します。
②生活習慣病対策と予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●健康的な食生活を促進するため、栄養指導・教育の充実に努めます。 ●運動習慣を身につけるため、運動指導の充実に努めます。 ●生活習慣病予防対策に取り組みます。 ●介護予防のため、健康教育や食生活改善指導の充実に努めます。
③健診・相談体制と事後指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期発見・早期治療を推進するため、定期的な健康診断や各種がん検診、効果的な保健指導の充実に努めます。 ●専門人材の育成・確保に努め、健診体制の充実に努めます。 ●健診の事後指導の充実と相談しやすい体制づくりを推進します。 ●村民の心と体の健康保持のための相談体制の充実に努めます。
④保険制度の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。 ●介護給付費の抑制のため、より一層の介護予防の充実に努めます。

◇主要事業	
主な事業	内容
①健康な島づくり推進事業	地域ごとに、健康づくりのためのグループ、組織を育成し、様々な健康づくりと食育に取り組みます。
②住民健康管理システムの運営	データの蓄積・管理を実施します。
③健康診断の実施	40歳以上の住民を対象に健康診断を実施します。
④妊産婦検診の補助	妊産婦の健康を守るため、妊産婦検診を実施します。
⑤難病医療対策	難病医療の通院支援を実施します。



<大久保浜海岸>

村の医療機関として、三宅村国民健康保険直営中央診療所と三宅島歯科診療所があります。中央診療所の医療スタッフの確保や、医療に伴う環境整備などを関係機関等と調整し積極的に推進します。

施策2-2 医療施設の整備

施策の方向	施策の概要
①地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●中央診療所の医療機器類の整備をはじめ、医療体制の充実を図ります。 ●専門医療や高次医療については、巡回診療の充実を図るとともに、都内医療機関との連携を図ります。 ●AED（自動体外式除細動器）配備の拡充を図ります。
②緊急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘリコプターによる搬送体制の整備や都内高次医療機関との連携強化に努めます。 ●災害時の救急医療体制については、広域救急医療体制の整備を国・都・関係機関へ要請します。 ●夜間土日祝日の医療体制の充実を促進します。

◇主要事業

主な事業	内容
①専門診療の推進	専門診療として、眼科、精神科、呼吸器科、小児科、耳鼻科、産婦人科、消化器科、整形外科等の診療を行います。
②訪問看護の推進	臨時看護師と訪問看護用車両を確保し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に看護師が訪問し、介護予防や健康づくりを推進します。
③医療スタッフの確保	自治法派遣医師2名、都派遣医師1名、その他必要な専門職種を確保し、中央診療所における医療スタッフの充実を図ります。
④人工透析医療の導入	人工透析を行うために都内で生活している島民のため、島内で安心して暮らしていくことができるよう、人工透析医療の導入を図ります。

基本施策 1. 道路の整備

現状と課題

三宅村は概ね5つの主要集落で形成され、各集落間は主要幹線道路の都道によって結ばれています。

村道は、総延長99,626m、総面積382,413㎡ですが、集落内道路の路面の不良箇所や、幅員の狭い路線も多いことから、改良工事の施工や修繕、消防対策のための導線確保等施策も必要となっています。また、平成12年噴火による降灰や泥流等の影響により、村道及び農道は、舗装路面の荒廃、法面崩落などの被害が生じましたが、生活に必要な道路については復旧しています。しかし、それ以外の村道及び農道については、計画的に復旧する必要があります。

農道においては、その振興対策と合わせて改良を促進し、農作業の労働力の省力化を図ることが必要です。

林道整備については、農道と並行した開発整備が必要であり、幹線林道については東京都において開発管理がなされています。林業は、特に労働力を必要とする産業であり、起動力利用の成否が振興上大きな影響をもたらすことから、林業振興対策との関連性を見据えた林道開発等基盤整備を行っていく必要があります。

施策1-1 村道・農道の整備

施策の方向	施策の概要
①都道、村道の整備推進	●国、都、関係機関と連携して、都道、村道を整備し、安全で機能的な道路体系の推進を図ります。
②農道の整備	●農業振興の推進を図るため、利便性及び安全性に配慮した農道の整備を進めます。
③林道の整備	●林業振興の推進を図るため、既存林道の維持管理に努めます。

◇主要事業	
主な事業	内 容
①道路台帳整備	道路改修等により道路区域の変更があった箇所を適宜修正し、道路管理業務の円滑化を図ります。
②農道調査	東山地区、薄木地区の農業振興を図るために、現在未舗装で幅員の狭い村道を、農道として事業を推進するための調査を行います。
③都道整備との連携	歩行者や車両の安全性並びに走行性を確保するため、歩道の取り付けについて、都と連携を図りながら積極的に推進します。
④村道雄山線維持事業	樹木の減少により雨水の流入が多く、路肩部分が掘削されていることから、舗装止の新規設置を行うとともに、防護柵及び転落防止策の撤去・設置を行います。
⑤村道伊豆海岸線改修事業	伊豆地区の防災拠点（三宅小中学校等）までの避難道路であることから拡幅整備を行い、避難の円滑化を図ります。
⑥村道阿古幹線舗装補修・改修事業	大型車両の交通量が多く舗装面の破損が著しいため、補修を行うとともに、2車線となっていない箇所の拡幅改修を行い、道路交通の改善を図ります。
⑦村道大沢線改修事業	都道から農道へのアクセス道路であるが、幅員が狭いため改修を行い、道路交通の改善を図ります。
⑧今崎線改修事業	都道から温泉施設までの通行道路であるが、幅員が狭いため改修を行い、道路交通の改善を図ります。
⑨沖ヶ平4号線橋梁設置事業	平成23年度に本路線にかかるとんび沢に仮設橋を設置しましたが、仮設橋の耐久年限を勘案し、都道入口と橋梁部分改修を含めた橋梁の設置を行い、生活道路としての利便性向上を図ります。
⑩村道三池幹線新設事業	中断していた三池幹線を、都道と村道たみやま線とを結ぶアクセス道路として整備し地域内の迂回路を確保することで、地域住民の生活道路としての利便性の向上及び災害時における避難道路としての機能強化を図ります。
⑪村道長沢1号線新設事業	村道長沢1号線を新設し、林道伊ヶ谷線と村道長沢線を接合させることで、地域内のアクセスを向上させ、地域住民の生活道路としての利便性の向上及び災害時における避難道路としての機能強化を図ります。

主な事業	内 容
⑫阿古幹線1号線排水施設整備事業	多量の降雨時に浸水する阿古幹線1号線について、排水施設の改修を行い、道路交通の改善を図ります。
⑬村道維持管理事業	村道の草刈り、街路灯保守など委託契約し、道路交通の安全確保を図ります。
⑭道路排水施設整備事業	島内で排水設備が整備されていない箇所の整備を行い、道路から民地への雨水の侵入を防ぐとともに、合併処理浄化槽より出てきた排水の処理施設としても活用します。
⑮海岸部村道保護事業	島内海岸部に位置する村道（坪田海岸線・大崎線・今崎線）の高波による浸食防止の保護対策を継続的に実施します。
⑯安全施設改修事業	腐食などにより劣化した安全施設（防護柵・道路反射鏡）の撤去・設置を行い、道路交通の安全性を確保します。
⑰農道改修事業	農業の活性化を図るための基盤整備として、利便性と安全性に配慮した農道の改修事業を計画的に実施します。
⑱農道維持管理事業	農道の草刈り、道路の補修等を行い道路交通の安全確保を図ります。
⑲林道舗装補修事業	舗装面の破損や劣化により道路交通に支障がある林道の路面補修を行い、道路交通の改善を図ります。



<三七山から望むひょうたん山>

基本施策 2. 公共交通体系の整備

現状と課題

島内で唯一の公共交通機関である村営バス事業は、路線バス・貸切バス・定期観光バスの運行（大型バス3台、中型バス3台、マイクロバス2台）をしており、島内交通の主要部分を担ってきました。帰島後は、貸切バスの需要が増加したこと、航空便の減便など島外アクセスの変化、島内の規制区域の設定等があったことにより、定期観光バスは休止しています。

また、平成12年噴火による降灰や火山ガスの影響で多くの車両が走行不能となったため、島内の交通機関としての役割を維持するべくバスの整備を行っています。今後は火山ガスや塩害等に配慮した維持管理等の効率性の検討、費用対効果を考慮した運行形態への改善を図っていくことが必要となっています。

施策 2-1 公共交通体系の整備

施策の方向	施策の概要
①地域交通の確立	●村民が日常生活において利用しやすい公共交通の確立と障害者等への利用者支援を推進します。

◇主要事業

主な事業	内容
①村営バス運行事業	路線バスの効率的な運行を実施し、島内交通の確保を図ります。
②村営バス車両更新	火山ガス、塩害により劣化が進む車両の更新を行い、公共交通の安全性の確保を図ります。
③三宅村らくバス事業	高齢者福祉の推進のため、シルバーバスの対象とならない65～70歳の村民、65歳以下の身体障害者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、生活保護受給者を対象に村営バスの乗車券を発行します。

基本施策 3. 快適な居住環境づくり

現状と課題

本村において、島外からの就労者を確保するためには、住宅の提供が大きな課題となっています。現在、居住していない住居もあることから、それらの有効活用を図る必要があります。

本村では、39棟219戸（平成24年4月1日現在）の村営住宅を管理運営していますが、既存の村営住宅については、火山ガスや塩害等により老朽化の進行が早くなっています。

今後は、住宅の長寿命化を図るため、適切な改善や維持管理を行う必要があります。

施策 3-1 快適な居住環境づくり

施策の方向	施策の概要
①良質な住宅づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅の整備を進めます。 ●村の高齢化に対応した居住環境の整備を促進します（バリアフリー化の促進） ●既存住居の耐震性能確保のため、耐震診断と耐震改修を促進します。
②定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯や新婚家庭の住宅取得に対する経済的支援を検討します。
③住居の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、使用されていない住居の活用など、住宅確保のための取り組みを検討します。

◇主要事業

主な事業	内容
①村営住宅の補修・改修	<p>入居者が衛生的で快適な生活が営めるよう、大規模改修を含めた村営住宅の整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗トイレへの改修 ・給湯設備をガス給湯器に改修 ・火山ガス・塩害・老朽化に対する補修
②防集団地の整備	防集団地内の浸透枘の機能低下により浄化槽の設置を促進します。また、損傷が著しい防護フェンスの撤去・設置を行います。
③空き家バンク制度	空き家バンク制度を確立し、空き家の有効活用を図ることで、島内外者の定住確保を促進します。

基本施策4. 快適な生活環境づくり

現状と課題

本村のごみ処理施設については、平成12年4月から新設されたごみ焼却施設7t/日（7t/8h × 1炉）が稼働し、排ガス基準及び施設構造基準等のガイドラインに対応した施設となりました。また、敷地内に不燃ごみ処理施設1.6t/日（1.6t/5h）も併設し、缶類などの不燃ごみを資源として有効利用し、更には粗大不燃物を減容化するための圧縮機を設置して最終処分場の延命化を図ることが可能となりました。しかし、排ガス基準及び施設構造基準等から生じるランニングコストやメンテナンスなどの費用が多額であるため、本村の財政を逼迫していることが課題となっています。

最終処分場については、焼却灰の最終処分が安定型処分場への持ち込みが禁止されたため、大島に整備された最終処分場に搬出しています。また、将来の廃棄物排出量を見極めながら、島内において管理型最終処分場の整備を検討する必要があります。

上水道については、今後の目標である人口増、観光客の増加に対応するため水道供給施設の整備や増強を図り、安全で安定した水道水の供給を行う必要があります。

し尿については浄化槽方式等により処理していますが、単独浄化槽の設置が主であり、合併処理浄化槽への更新が継続的に行われています。また、環境保全と自然保護の観点から生活排水における処理を推進していくため、村事業（市町村設置型）として全世帯に合併浄化槽を設置するなどの施策を検討し、その実現に努めていく必要があります。

施策4-2 快適な生活環境づくり

施策の方向	施策の概要
①適正なごみ処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化・資源化へ向けた村民意識の向上を図ります。 ●不法投棄の撲滅など生活環境対策を進めます。
②安全な水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な飲料水、生活用水を安定的に供給するため、水質管理の徹底化を図ります。 ●災害時においても水を安定供給するため、水道施設の整備を進めるとともに、水道事業の健全化を図ります。 ●新たな給水体制の確保に向けた調査・研究を進めます。
③生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●合併処理浄化槽の設置を進めます。

◇主要事業	
主な事業	内容
①三宅村クリーンセンターの管理運営	三宅村クリーンセンターの運営管理及び運転技術支援、精密機能検査等の保全管理支援業務を委託し、施設の運営を行います。また、施設の老朽化に伴う改修や補修等を行います。
②三宅村汚泥再生処理センターの管理運営	汚泥再生処理センターの管理運営業務を委託し、施設の運営を行います。また、施設維持に係る補修等を行います。
③水源取水井の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火災害の影響で使用していない大路第3水源の井戸、取水ポンプ、操作盤等の復旧を行い、水源井の運用を図ります。 ●神着地区（水道施設北部地区）の水源井を整備します。 ●坪田地区八重間に新水源のさく井工事を行い、阿古地区～神着地区間の水道水の確保を図ります。
④簡易水道施設の管理運営	三宅村簡易水道施設各水源の現状を把握し、水源確保のための水源調査を実施します。また、茅場浄水場内に設置されている膜ろ過施設の効率的な管理運営を図りながら、安定した給水体制を確保します。
⑤三宅村簡易水道施設監視システム整備	三宅村簡易水道施設状況の監視システムを構築し、安定した水道施設の運用を図ります。
⑥廃棄物・し尿収集業務委託	島内一円の廃棄物及びし尿の収集業務を実施し、環境衛生の向上に努めます。
⑦合併処理浄化槽設置費補助	合併処理浄化槽の設置費を補助し、衛生的な生活環境の確保に努めます。
⑧三宅村公衆便所維持管理	清掃等維持管理業務を実施し、常に清潔で利便のよい公衆便所の管理に努めます。
⑨三宅村墓地管理	三宅村営墓地（神着地区2箇所、阿古地区1箇所）の清掃等、施設の維持管理を行います。
⑩三宅村火葬場運営及び改修	火葬場の運営管理業務を実施し、施設の適正管理に努めます。また、塩害等により劣化した施設の大規模改修工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、新規による施設整備計画について取り組みます。

基本施策 5. 島の玄関口の整備

現状と課題

本村は東京都の行政区域内に属し、生活圏は東京都特別区内と密接な関係を保ち、行政をはじめ経済的、社会的、文化的に極めて深いつながりをもっています。島民が最も希求するものは、東京をはじめとする本土との時間的距離の短縮といえます。

港湾については、離島振興法の補助事業により港湾整備事業の促進が図られ、現在では5,000t級船舶の接岸岸壁として三池港及び鑄ヶ浜漁港の整備がなされ、平成19年より伊ヶ谷漁港も使用されるなど、就航率の向上が図られています。また、鑄ヶ浜漁港においては、新設による船客待合所の整備が進められています。

空港については、昭和41年3月に三宅島空港が開港し、羽田と三宅島を結ぶ定期航空路が開設され、YS-11機が毎日2往復していました。そのYS-11機がリタイアしたことに伴い、平成11年度において国、都の補助により、それに替わる後継機の確保がなされましたが、平成12年の噴火災害による全島民島外避難のため、平成20年3月まで休航を余儀なくされました。

平成18年3月、火山ガス高濃度地区外に暫定空港ターミナルが供用開始となり、平成20年4月には、一日一便による就航が再開しましたが、火山ガスの影響により就航率は40%前後となっています。

また、平成25年3月末をもって、現行機の就航が退役する方向であるため、それに代わる航空路線の確保が必要となっています。

東京の島々を結ぶ路線として、平成5年9月より伊豆諸島間ヘリコムター「愛らんどシャトル」の運行が開始され、現在においても、青ヶ島・八丈島・御蔵島・三宅島・利島・大島間を毎日就航し、島しょ相互間のネットワーク化が図られています。

今後は、各ターミナルにおける周辺環境の整備も含め、ユニバーサルデザインを踏まえた島の玄関口にふさわしい港湾整備を図っていく必要があります。

施策5-1 島の玄関口の整備

施策の方向	施策の概要
①海の玄関口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 船客待合所における観光案内等の宣伝強化及び島特産品等の販売機能の充実を図るとともに、周辺環境の整備を推進します。 ● 東海汽船と協議し、運行体制の利便性向上に努めます。
②港湾整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 更なる就航率の向上を図るため、各港（三池港・鑄ヶ浜漁港・伊ヶ谷漁港）の港湾整備等について要望していきます。 ● 島外避難時の脱出拠点として、伊ヶ谷漁港周辺の環境整備を要望していきます。 ● 乗降客の利便性と安全性の向上を図るための付帯設備について要望していきます。
③空の玄関口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行機の退役に伴う後継機の確保並びに安定した運行形態を実現するため、国、都をはじめとする関係諸機関に積極的に要望していきます。 ● 現在の暫定空港ターミナルに代えて、災害時の島外脱出拠点の一つとして、地震や噴火による噴石にも耐えられるRC造の新空港ターミナルの整備を、都に強く要望していきます。 ● 新空港の整備を国、都をはじめとする関係諸機関に積極的に要望していきます。 ● 空港ターミナルの案内機能の向上及び周辺環境の整備を進め、空の玄関口としての充実を図ります。 ● ヘリコムター「愛らんどシャトル」の運行をはじめとする島しょ間交通の充実を図ります。



<三池港に入港した定期船と乗船風景>

◇主要事業

主な事業	内 容
①交流拠点の活用	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会や商工会などの島内諸団体と連携し、船客待合所内に観光産業用ポスター等による宣伝強化を図るとともに、各港における島特産品等の販売方法を検討し、その実現に向けた取り組みを行います。 阿古漁港船客待合所内の村研修施設を、乗降客や島民の交流拠点となるよう整備を図り、島のイメージアップを図ります。
②各港の周辺環境整備	東京都をはじめとする関係諸機関と連携を図りながら、各港の周辺環境の整備を推進します。
③港湾整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> 島の生命線である各港（三池港・鎗ヶ浜漁港・伊ヶ谷漁港）について、風や波に強い更なる就航率の向上を図るための港湾整備を要望していきます。 海の玄関口である船客待合所（三池港・伊ヶ谷漁港）の整備を要望し、島のイメージアップを図ります。 避難道路を含めた伊ヶ谷港周辺の環境整備について積極的に要望していきます。 雨や強風を防ぐための日よけ施設の整備を要望し、乗降客の利便性と安全性の確保を図ります。
④空路・海路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 航空路における後継機の確保及び海路における定期船や高速ジェット船の安定且つ効果的な運行形態を確立するため、「空・海路を考える会」を基軸としながら、国・東京都をはじめとする関係諸機関に積極的に要望していきます。 安定した就航率並びに搭乗率を確保し島内経済の活性化を促進するため、新空港の整備を国、都をはじめとする関係諸機関に積極的に要望していきます。



<阿古漁港>



<三宅島空港と三池港>



<伊ヶ谷漁港>



<写真提供：東京都港湾局>

基本施策6. 情報基盤の整備

現状と課題

情報通信技術の発展はめざましく、インターネットや携帯電話の普及により、一層多様化・高度化するなど、住民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしつつあります。

本村においても、平成23年より島内全域に光ファイバー回線が敷設されるとともに、各戸にIP告知端末が設置されるなど飛躍的に情報基盤の整備が進んでいます。

しかし、各戸に設置されたIP告知端末は、島内での新たな連絡手段として一部住民から歓迎されたものの、その利用は充分とは言えず、今後はより魅力的なコンテンツ^(※)の発信や、双方向通信機能を使った新たな活用方法の検討が求められています。

その他、災害時における情報通信機能の確保及び観光立島を進める上で重要となる観光客等への情報通信サービスの提供を図るため、公共施設や不特定多数の集客が見込まれる場所に、Wi-Fiフリースポット^(※)の整備を進めていく必要があります。

※**コンテンツ**：一般的にはWebサイトやCD(CD-ROM)、DVDなどの媒体で閲覧できるテキストや静止画、動画、音楽、音声といった情報全般のことをいいます。そのため、本来、コンテンツとは内容・中身を意味しますが、本計画においては「情報の内容・中身」という意味で使用しています。

※**Wi-Fiフリースポット**：Wi-Fiフリースポットとは、外出先で手軽に無線による高速インターネットを無料で利用できる公衆無線LANサービスのことをいいます。Wi-Fiフリースポットエリア内であれば、Wi-Fi対応のパソコン・携帯電話・PHSを活用することによって、PCサイトの閲覧や動画視聴、データのダウンロード等が可能となります。

施策6-1 情報基盤の整備

施策の方向	施策の概要
①情報通信基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● IP告知端末の新たな活用方法を推進します。 ● 光ファイバーケーブルの維持管理を図ります。 ● 地上デジタル放送の難視聴世帯への対応を図ります。 ● 島内各所にWi-Fiフリースポットの整備を進め、更なる通信基盤の向上を図ります。

◇主要事業

主な事業	内容
①IP告知端末の管理運営	各戸に設置されているIP告知端末の管理運営に努めるとともに、住民のニーズに応えるための利活用を図ります。
②光ファイバーケーブル維持管理	島内全域に敷設されている光ファイバーケーブル及び付帯設備の保守管理を行い、インターネットやIP告知端末等が常に利用できる環境を提供します。
③地上デジタル放送の難視聴世帯への対応	光ファイバーケーブルを活用した地上デジタル放送の難視聴世帯への対応を図ります。
④Wi-Fiフリースポット整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 村役場、島内各避難所施設、観光施設（体験ビレッジ・アカッコ館）、三宅村郷土資料館などの公共施設にWi-Fiフリースポットを整備し、災害時の情報通信機能の確保、観光面における観光客等への情報通信サービスの提供を図ります。 ● 三池港、鑄ヶ浜漁港、伊ヶ谷漁港、三宅島空港などの不特定多数の集客が見込まれる島の玄関口に、Wi-Fiフリースポットの整備を要望し、利用者への情報通信サービスの向上を図ります。

基本施策 1. 防災対策の構築

現状と課題

本村は、応徳2年（1085）から現在までに、記録によるもので15回の噴火を繰り返しており、平成12年に発生した噴火においては、現在も雄山山頂から火山ガスの放出が続いています。そのほか、台風による被害も発生するなど、村民は、この厳しい自然環境と対峙しながら日々の生活を送っています。

このような状況を踏まえ、噴火や台風など、非常時による村民の生命・財産を守るための対策、今後発生する恐れのある東海・東南海・南海付近での大地震による津波など、自然の脅威に充分配慮した減災対策、現在も放出が続いている火山ガスへの対応策、これら3つの対策を中心とした防災施策を積極的に推進する必要があります。また、火山ガスへの対応策については、現在も続いている火山ガスによる規制を見直し、その解除に向けた取り組みを積極的に進めていくことも必要です。

島内全域にわたり都道沿線を中心に居住区が形成されている本島において、迅速で適切な消防活動が実施できるよう、消防救急業務の強化並びに消防施設の整備拡充、消防救急無線のデジタル化等について整備を図りながら、「災害に強い島づくり」を目指した総合的な防災避難体制の強化を推進していく必要があります。



<昭和58年噴火粟辺溶岩流跡>

施策1-1 災害に強い島づくり

施策の方向	施策の概要
①消防・防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●実効性のある防災体制を構築するため地域防災計画を策定します。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化 ・災害時即応体制の強化 ・避難所の整備 ・防災資器材、備蓄物資、非常食糧の整備 ・ハザードマップ^(※)の整備、周知 ●防災拠点施設の機能強化(蓄電設備を含めた太陽光パネル設置による電力確保等)及び防災設備の整備を進めます。 ●防災情報伝達手段の確保・整備を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線維持管理 ・IP告知端末の利活用 ●自主防災組織との連携・協力について検討し、組織充実のための支援を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・行動マニュアル策定 ・地域防災リーダーの育成 ・防災マップの整備 ・防災資器材の整備 ●災害時要援護者^(※)の避難支援プランの拡充を進めます。 ●他自治体との災害時相互支援ネットワーク(災害協定)の締結を進めます。 ●消防施設・消防車両等の整備を進めます。 ●救急救命士の育成を図ります。 ●火山ガス対策の充実を図ります。 ●効果的なリスクコミュニケーションの実施を図ります。

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいいます。予測される災害の発生日、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を既存の地図上に図示して、住民の避難行動を支援します。

※災害時要援護者：高齢者世帯、要介護認定者、障害者手帳所持者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時に1人での避難が難しい住民のことをいいます。市町村においては、プライバシーの保護に留意しながら、災害時要援護者の把握と情報の共有に努めています。

◇主要事業	
主な事業	内容
①避難所指定施設の整備	島内に点在する避難所指定施設の有効活用も含めた改修整備を計画的に実施し、避難所としての施設延命化に努めるとともに、停電時にも避難所機能を維持できるよう、蓄電設備も含めた太陽光パネルの設置を図り、電力の確保に努めます。
②消防施設環境整備	島内居住区や森林地区に既設されている消防施設等を整備し、地域の住民の身体、生命、財産の保護に努めます。 (防火水槽、救助用資器材、消防ポンプ自動車、救急車両等整備)
③消防救急無線のデジタル化	消防救急無線の高度化を図るため、現在のアナログ方式からデジタル方式への移行を推進します。
④防火防災指導・応急手当指導推進事業	村民の助け合いの精神を高め、事故と火災から生命、財産を大切するために、防火防災指導と応急手当指導を推進する安全講習や広報活動を行います。
⑤救急救命士育成事業	傷病者の救急処置にあたる救急救命士を育成し、救命率の向上を図ります。
⑥火山ガス対策事業	火山ガスに対処するための対策事業を計画的かつ効率的に実施し、村民及び来島者への安全確保に努めます。
⑦避難道路・海岸保全・砂防の整備	噴火や地震、東海・東南海・南海付近(南海トラフ)の大地震による津波などの減災対策を図るため、村の地域防災計画を基に今後必要と考えられる避難道路(伊ヶ谷地区・大久保地区)や海岸保全、砂防の整備を都に積極的に要望します。
⑧大久保地区津波対策	東海・東南海・南海付近(南海トラフ)の大地震による津波の減災対策を図るため、地震発生時に早急に避難ができる高台を整備し、地域住民の生命の安全確保を図ります。

基本施策 2. エネルギー供給体制の整備

現状と課題

本村の電力供給は、伊豆地区（大久保地区）に火力発電施設を有し、そこから三宅島全域へ送電され、村民の安定した生活を支えています。

しかしながら、既存の発電施設は、大久保海岸の海沿い標高約5.5メートル地点に位置しており、今後、東海・東南海・南海付近で発生すると想定されている大地震が発生した際の津波に耐え得る環境にはないというのが現状です。

このため、既存発電施設の安全区域への移転を要望し、常に安定した電力供給体制を確保する必要があります。

また、本村においても、太陽光や地熱、風力といった自然エネルギーについて検討し、三宅島に適合した再生可能エネルギーの導入に向けての研究・開発を推進する必要があります。

施策 2-1 エネルギー供給体制の整備と再生可能エネルギーの研究・開発

施策の方向	施策の概要
①安定した発電機能の確保	●村民の生活と産業基盤を守り、常に安定した発電機能を確保するため、津波来襲の恐れのない安全区域への発電施設の移転について、国・東京都の協力を得ながら、東京電力(株)へ強く要望していきます。
②再生可能エネルギーの導入	●三宅島に適合した再生可能エネルギーの導入に向けての研究・開発を積極的に推進します。

◇主要事業

主な事業	内容
①再生可能エネルギーの調査	自然環境への負荷軽減を図るとともに災害時においても安定した電力供給を確保するため、三宅島に適合した再生可能エネルギー導入に向けた調査を実施します。

基本施策 1. 地域特性を生かした農林業の振興

現状と課題

<農業>

高度経済成長から安定成長へと社会・経済が大きく変化し、人口の流出などにより、本島の産業構造に大きな影響をもたらしました。

農家の経営主体は第三次産業関連との兼業という形が主流となり、副業の農家が全農家の約6割を占めています。また、農家の高齢化が進み、主たる農業従事者の8割以上が60歳を超え、肥培管理に比較的手間のかからないアシタバ等の栽培が増えています。

一方、専業農家や後継者は、主にパイプハウス等を利用した労働集約度の高い花卉観葉の栽培を行っていますが、過疎化の進行による若年層の労働力不足と離島という特殊な地域性が相まって、年々農業従事者人口は減少しています。その上、平成12年噴火災害は、農地やパイプハウス、農業用貯水池などの農業用関連施設に壊滅的な被害を与え、農業者人口の減少にさらに拍車をかける原因となりました。

しかしながら、平成17年からの各種復旧事業により、現在農地・農業用施設の復旧は一部を除きほぼ完了しています。

今後における三宅島の農業は、観光業などの他産業と連携を図りながら、三宅島の基幹産業として再構築していくことが急務であるため、三宅村農業基本構想に基づき、各種の営農支援策を講じながら、村民の農業に対する関心を高揚させ、新たな営農者の確保・育成を推進していくなど、島ぐるみで農業を活性化させていくための事業を実施していくことが必要です。

また、営農者の期待に十分応えられる農業の再建と発展の方向を明らかにし、効率的かつ安定的な「農業経営体」の育成を図るための振興施策についても実施していくことが必要です。

<林業>

本村の森林は、シイ・タブ等の常緑広葉樹林とオオバヤシャブシ等の落葉広葉樹林で構成されており、その面積は4,032haで林野率は73%です。

かつては、これらの資源を活かし薪炭生産が盛んでした。しかし、燃料消費構造の変化による需要の減少により、今日では森林の大部分はそのまま放置され、一部スギ・ヒノキなどの木材生産を目的とした林業経営と、シイタケ・サカキ等の生産がわずかに行われています。

また、森林所有者及び林業従事者の減少と高齢化、後継者不足など、林業経営を阻害する要因が多いことから、森林を活用した新たな取り組みを行えないのが現状です。

三宅島は、昔から火山活動によって大きな被害を受けてきました。特に平成12年に始まった今回の火山活動は従来のパターンとは異なり、雄山山頂から火山ガスを発生させて、三宅島全体に多大な影響を与え続けており、現在でもその被害を受けた膨大な森林が残されています。

このような状況下において、三宅島の林業が抱える課題は、火山活動により被害を受けた森林を回復するとともに、これまでの林業経営にとらわれることなく、林業従事者にとって「生活の糧を得る」という根源的な場所である「林地」を、林業経営システムの中で森林を活用した新たな取り組みを通して機能させることであり、そのためには、森林組合等の関係機関と協議しながらその対策を早急に立案することが必要となっています。

施策1-1 地域特性を生かした農林業の振興

施策の方向	施策の概要
①生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性を向上させるため、生産基盤の整備を図ります。 ●自然環境や災害対応に配慮した農道の整備を進めます。 ●農業者経営基盤の充実、地域営農体制の強化を図ります。
②特産物の生産振興と開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ●特色ある地域特産物の開発や生産体制の整備を進めるとともに、特産品のPRを進めます。
③消費者ニーズに応じた産物づくりと販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者ニーズに応じた産物づくりを進めます。 ●販売組織と連携し、売れるものづくりを進めます。 ●関係機関との連携を強化し、地場産物の新しい流通体制を構築します。
④産地保全、循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●耕作放棄地の解消に努め、営農者の育成を支援します。 ●安全安心な農産物の生産拡大に努めます。
⑤農工商連携による第6次産業化 ^(※) の推進と拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特産品の販売促進やPR、観光との連携を支援します。 ●直売所やイベント会場、異業種店頭での臨時販売など、観光・商業との連携を進めます。 ●農工商連携による新商品、加工品の開発支援を進めます。 ●地場産物、加工品等の生産振興と販売、観光・体験交流等のコーディネート機能と情報発信機能を備え、地域全体への経済波及効果を促す拠点の整備を進めます。
⑥森林整備を通じた地域振興	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化ボランティアに活動の場を広く提供し、森林整備への理解と植樹活動等の実施を推進します。 ●新たな特用林産物^(※)の開発を推進し、森林資源を活用した地域振興を図ります。

※第6次産業化：農畜産物、水産物等の生産者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、生産者の活性化につなげる産業形態のことをいいます。

※特用林産物：食用とされるきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称をいいます。

◇主要事業	
主な事業	内 容
①農業委員会の運営	農家の意向を把握し、農業施策に反映させるべく農業委員会活動を推進するとともに、農業生産力の向上及び農業経営の安定と合理化を図ります。
②認定農業者 ^(※) 支援	三宅島農家の中核を担う認定農業者が提出する農業経営改善計画書に記載した目的を達成するために必要な農業用機械及び資材等に対して補助金を交付し、計画目標の達成を支援します。
③地域農政推進特別対策	三宅村農業の指針となる農業基本構想のもと、認定農業者を中核として、三宅島特有の火山ガスによる影響を受ける環境に適応した営農形態の確立を目指します。
④農地リフレッシュ再生	認定農業者及び意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に借り受けて農地の有効利用を行なう仕組みを支援し、遊休農地の利用促進を図ります。
⑤山村・離島振興施設整備	パイプハウスや耐風強化型ハウス、ネットハウス等を導入し、離島特有の風害対策や火山ガス対策、カラスなどの鳥獣被害対策を図り、農業環境の向上と農家の安定した営農を支援します。
⑥三宅島農場運営	噴火災害からの早期復興推進の一環として「産・学・公」が連携し、三宅高校の未利用地の一部を活用した農場を開設し、従来の就業形態の枠を超えた複合的な事業展開を行います。
⑦三宅島特産品開発推進事業	三宅島オリジナルの農・林・水産物を原料とした三宅島加工品コンテスト（仮称）の実施を目指し、新たな特産品の開発を推進する足掛かりとします。また、加工分野のエキスパートを講師に招き、加工品開発にかかる啓発活動（ワークショップ等）を展開します。
⑧三宅島特産品開発センター整備事業	三宅島特産品開発推進事業によりピックアップされた加工品を具体化するための簡易的な場を島内個人業者等に貸し出し、生産・食品加工・流通・販売までを担う第6次産業の推進を図ります。
⑨造林地被害対策	噴火被害森林の復旧の一環として、立ち枯れたままの被害木の枯損木処理を促進します。
⑩緑化対策植栽事業	森林植生の早期回復に向けた枯損木処理及び植栽をすることにより、二次災害の防止や土壌の流出防止を図り、三宅島の緑化推進を図ります。また、植栽に使用する苗木の確保については、島内で育成された苗木を使用し、島民の雇用促進を図ります。

主な事業	内 容
⑪緑化プロジェクト支援	降灰・泥流・火山ガス等により損失した森林を復元させるために春と秋に島外から訪れる植林ボランティア団体を対象に、バス借上げ料や苗木等の運賃や資材等の購入費の補助を行います。
⑫後継者育成支援	後継者育成対策強化事業とリンクさせ、三宅島農業へ参入を希望する担い手候補へ、担い手育成総合支援協議会等で取り決めた各種の補助を行い、三宅村農業の未来を担う後継者を誘致し、農業の活性化を図ります。さらに営農希望者が独立するまでの一定期間、住宅等生活面の支援を行い、農業後継者の確保・育成を図ります。
⑬後継者育成対策の強化	平成23年度に実施した山村・離島振興施設整備事業（整備構想策定）によって、三宅村農業の現状の把握と課題の模索を行い、三宅村農業における基本的な経営指針（計画）を作成します。これをもとに、就農にかかる手引き（パンフレット）を作成し、各方面へ効果的なPRを図り、後継者の就農と育成支援の基盤とします。
⑭三宅島産業まつり	噴火災害から復興に遂げた三宅島の農林水産業、観光業、商工業等を広く紹介し、住民の産業に対する意識の啓発を求めることにより、地域経済活性化並びに住民の交流促進に寄与し、今後の産業振興及び地域振興に努めます。



＜明日葉畑＞

※認定農業者：農業経営改善計画（5年後の経営目標と達成に向けた方策）を作成し、市町村の認定を受けた効率的で安定した農業経営を目指す農業者のことをいいます。

基本施策2. 地域特性を生かした水産業の振興

現状と課題

本村の漁業は、伊豆諸島海域の好漁場を背景に、カツオ・マグロ等の引縄漁業、キンメダイなどの底魚一本釣漁業、シマアジ・アカイカ・ムロアジなどの定置網漁業、トビウオ・タカベなどの刺網漁業、イセエビ・テングサ・トサカノリ・トコブシ・サザエなどの採介藻漁業などが操業されています。

平成12年の噴火災害により劣化した漁港や漁業生産基盤施設については、現在においては復旧整備がなされたものの、火山灰や泥流の流入によって荒廃した磯根漁場は、現在も回復していないのが現状です。

また、近年の漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油高騰の影響などによって、漁家経営は大変厳しい状況が続いています。さらに、漁業者の高齢化や後継者の不足などにより、年々漁業従事者が減少していることも深刻な問題となっています。

この問題を打開するためには、関係諸機関と十分に協議し、持続可能な漁業経営と新たな漁家経営の構築に向けた振興施策を積極的に推進するとともに、地域の特性を活かした水産業の振興を図る必要があります。

施策2-1 地域特性を活かした水産業の振興

施策の方向	施策の概要
①島内5漁港の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●各漁港の活用目的や機能に応じた整備を推進します。 ●阿古漁港は、集出荷場所、蓄養施設、漁船用燃油供給施設等の基盤整備を推進します。
②漁業の安定化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業資源の回復・増大を図るため、関係諸機関と協力し、漁場の資源調査や種苗放流等を行い、資源の保護に取り組みます。 ●持続可能な操業に向け、三宅島の資源・漁業実態に応じた漁場整備を推進します。 ●海面利用を巡るトラブルや事故の防止に向け取り組みます。
③水産物の供給体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●三宅島産水産物の地産地消を推進するとともに、産地直送等の新たな販路開拓について検討します。 ●未利用水産物の有効活用法(加工品開発等)について検討します。
④漁業経営者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業への就労を希望する人材を積極的に受け入れます。

◇主要事業	
主な事業	内容
①漁業施設の整備・改修	村の漁業を支える漁船用燃油供給施設の建設、出荷及び場内作業用器材の導入整備、共同利用施設の整備改修を進めます。
②水産資源の確保	自然石の投入や天地返し等の方法により漁場環境を改善し、水産動植物の増殖に努めるとともに、継続的な稚貝放流などによる資源の維持・確保を図ります。また、サメの食害防止を具体的に進めていくとともに、浮き漁礁の設置を検討します。
③三宅島特産品開発推進事業	三宅島オリジナルの農・林・水産物を原料とした三宅島加工品コンテスト(仮称)の実施を目指し、新たな特産品の開発を推進する足掛かりとします。また、加工分野のエキスパートを講師に招き、加工品開発にかかる啓発活動(ワークショップ等)を展開します。
④三宅島特産品開発センター整備事業	三宅島特産品開発事業によりピックアップされた加工品を具体化するための簡易的な場を島内個人業者等に貸し出し、生産・食品加工・流通・販売までを担う第6次産業の推進を図ります。
⑤海面利用協議会の開催	三宅島の周辺海域において海面利用を巡るトラブルや事故を未然に防止するため、三宅地区海面利用協議会を設置・開催します。
⑥後継者育成支援	三宅島での漁業後継者の受入体制を整備し、漁業就業を希望する者を広く募集し、短期・長期研修を実施します。さらに就業希望者が独立するまでの一定期間に住宅等生活面の支援を行い、漁業後継者の確保・育成を図ります。



<船祝い>

基本施策3. 地域特性を生かした観光業の振興

現状と課題

観光業は三宅島の基幹産業であり、海洋レジャーの発達に伴いダイビングやイルカウォッチング等による観光・レクリエーションが盛んになっています。これらの従来の観光メニューに加え、火山と海を素材とした新たな観光メニューの開発や、経営安定化・後継者の育成確保などが課題となっています。

このため、平成23年度に策定された第2次三宅村観光振興プランを基軸として、観光業の推進を図るとともに、島内の伝統的な祭礼や行事にも観光客を参加させる仕組みを構築し、新たな観光資源として注目してもらうなど、より多彩な観光資源を発掘しながら、相互が連携した総合的な観光立島を構築していくことが必要です。

施策3-1 地域特性を生かした観光・レクリエーションの振興

施策の方向	施策の概要
①観光振興プランの推進	●第2次観光振興プランによる観光振興事業の推進を図ります。
②ブルーツーリズムの推進	●漁業環境を活用したブルーツーリズムの推進を図ります。 ●漁業と観光が連携し、島の美しい海を体感できる観光プログラムを推進します。 ●学習機能と連携し、漁村文化を紹介した都市との交流を推進します。
③日帰り型から滞在型観光への転換	●バードウォッチング等、日帰り型の観光から島の様々な魅力を知って滞在型へ移行することができるような取り組みを進めます。
④新たな観光メニューの開発	●低迷した島の経済活性化を図るため、火山・海を活用した新たな観光メニューの開発に努めます。
⑤総合特区・構造改革特区・離島振興特区制度の活用	●低迷した島の経済活性化を促進するため、観光資源・地域資源・人的資源を生かした総合的かつ有効的な施策を立案し、その計画に適合した制度（総合特区・構造改革特区・離島振興特区）の活用を図り、円滑な事業展開を推進します。

◇主要事業	
主な事業	内容
①三宅島観光協会補助金	三宅島の観光振興の中核を担う三宅村観光協会の運営を支援し、機能拡充により「観光振興による復興」に取り組みます。
②観光資源開発事業	ジオ観光 ^(※) を新たな観光メニューとして定着させるため、ハード面・ソフト面双方の整備充実を図ります。 家族連れや高齢者の観光客を中心として、年間を通じて三宅島の海を体感してもらうための魅力のある事業を検討します。
③野鳥公園運営	三宅島の自然観光を紹介する施設であるアカコッコ館において、野鳥・魚・植物・火山等の情報提供ができるよう施設機能の見直しを図るとともに、野鳥等の自然観察施設の増設に努めます。 また、自然ガイド養成講座を定期的に開催し、三宅島の観光振興のソフト面の向上を図ります。
④ふるさと体験ビレッジ運営	温泉と食事場所との往来を可能にし、機能性向上に努めます。 また、温泉燃料費削減のために太陽熱等の自然エネルギーを利用した加温設備の新設をはじめとした施設整備を図ります。
⑤遊歩道整備事業	三宅島観光の主力である「釣り」「スキューバダイビング」「バードウォッチング」の各ポイントまでの移動を整備し、利便性向上に努めます。
⑥スポーツイベントの実施	火山ガスの状況を踏まえながら、サイクルロードレースやサーフィン等の三宅島の自然景観を活かしたスポーツイベントの実施に向けた取り組みを進めます。
⑦バイクレース運営	三宅島の火山地形を生かしたオフロードバイクレースを開催します。さらに、レースの定期開催をはじめ、観光客等が身近にオフロード体験ができるよう、常設コースの整備を検討します。
⑧クライミングウォールの拡充	坪田体育館のクライミングウォールについて、雨天時のレジャー施設として一般観光客の利用を促進するとともに、クライミングの大会を開催できるよう施設拡充を図ります。

※ジオ観光：地球の歴史を読み取れるジオポイントに加え、その地域独特の歴史、文化に関連したサイトをまわる観光のことをいいます。地域振興をめざした新しいタイプの知的観光旅行として注目されており、三宅島においては火山を活かしたジオ観光を進めています。

基本施策4. 地域に根差した商工業の振興

現状と課題

建設業、製造業、卸小売業、運輸通信、サービス業等の諸業種の本村経済に占める地位は極めて高く、島民生活の安定に大きな影響を及ぼしていましたが、平成12年噴火で島外避難を余儀なくされ、各業種のほとんどが経済活動を停止せざるを得ない状況になりました。

村では回復に要する支援策等を講じてきましたが、引き続き地域経済の復活、活性化を図るための支援が必要となっています。また、観光客等に魅力のある商工サービスを提供するため、既存特産品の復活や新特産品の開発、民宿等滞在施設の質の向上など、商工における基盤整備に取り組んでいくとともに、後継者の育成・確保も進めていく必要があります。

施策4-1 地域に根ざした商工業の振興

施策の方向	施策の概要
①企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、企業誘致を推進します。 ●各種優遇制度や地域特性についてのPRを強化し、企業立地を促進します。
②中小企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会との連携により、人材育成・経営相談・販路拡大・技術力向上などに関する相談・指導体制、講習会等の充実を図ります。 ●商工業者等による特産品の研究・開発、製品化、販売促進の支援を行います。
③商店の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●空き店舗を活用し、起業の支援と商店への多様な業種・業態の導入を図ります。 ●特色あるイベントの開催を支援し、商店の集客能力の強化に努めます。

◇主要事業	
主な事業	内容
①三宅村商工会補助金	三宅島の商工業者が個々の経営に係る相談や指導を受けられる環境を整備するために、商工会の経営相談に係る経費を支援します。
②地産地消の促進	地産地消を促進するための協議会を立ち上げ、各方面からの意見をまとめ地産地消を進めます。
③中小企業利子補給事業	噴火災害によって被害を受けた三宅島内の中小企業に対して、都と協力しながら借入金の利子補給を行います。
④マリンスコーレ21事業	三宅島の商工業及び観光産業の振興イベントである「マリンスコーレ21フェスティバル」の開催を支援します。
⑤新地域活性化協議会支援	三宅島内の地産地消の流通形態の確立推進を行うために「島市」を定期的に開催します。また、島外で商品を提供するため溶岩等の加工品開発を推進します。
⑥アンテナショップ事業	東京近郊に点在するアンテナショップを活用し、三宅島の産物及び観光情報の提供を推進します。



<三池浜海岸>

第7章

島づくりの推進のために

基本施策 1. 行政の健全運営と職員の資質向上

現状と課題

社会経済情勢が複雑・多様化していくことに伴い、本村においても行政に対する期待やニーズは年々高度化・多様化しています。このような中で、新たな行政課題にも柔軟に対応できる優秀な職員の育成が課題となっています。

第5次総合計画の進行にあたって、定期的に進捗を管理・評価し、広く村民に公開していくことによって、事業の見直しや公共施設の有効活用等を含め、効率的で効果的に事業を推進していくことが重要です。

健全な行政経営を推進していくため行政評価システムや人事評価制度の構築を図るとともに、必要に応じて民間への業務委託やNPO団体等の民間活力との連携を検討していく必要があります。

施策 1-1 行政の健全運営と職員の資質向上

施策の方向	施策の概要
①計画的な行政経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた財源を有効に活用し、行政サービスの向上に努めます。 ●行政評価システムの構築による効率的で効果的な事業実施に努めます。
②組織体制の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的課題や緊急的課題に柔軟に対応できる組織づくりと行政課題に的確に対処できる人材育成に努めます。
③行政機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住民ニーズの多様化に対応できる質の高い行政サービスの提供に努めます。 ●窓口業務の向上のため、職員の専門性の向上や、マニュアル等の整備に努めます。 ●村政の公正性と透明性を確保し、行政資料の情報提供を推進し、行政の説明責任の徹底と村民との信頼関係の確保に努めます。

◇主要事業	
主な事業	内 容
①職員人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針を定め、育成実施計画を策定します。 ・職員の意識改革と人材育成を行い、やる気・チャレンジ精神・村民から信頼される職員の育成を図ります。 ・三宅島の現状を踏まえた第1次産業（農業・林業・水産業）に的確に対応できる専門職員の育成と組織体制の強化を図ります。
②電算管理	業務系システム（住民情報・介護保険・健康情報・地籍GIS・水道・公的個人認証・住民基本台帳ネットワークシステム）や内部情報系システム（財務会計・人事給与・総合行政ネットワーク・庁内LAN）など、村が利用している電算システムを適切に運用・管理し、住民サービスの向上を図ります。
③戸籍システム保守管理	電算戸籍システム等、ハードウェア・ソフトウェアの更新を必要に応じて行います。

基本施策 2. 財政の健全運営

現状と課題

わが国においては、長引く景気の低迷による税収の落ち込みに加え、少子・高齢社会の進展、住民ニーズの多様化などにより財源不足が生じており、経費節減への取り組みや効率的な財政運営が緊急課題となっています。

本村の財政力指数は安定した水準で推移しており、類似団体平均値と同等の値となっていますが、国・都への財政的依存度は高く、今後はより効率的な財政運営を行うとともに、徴収率向上を図り、村税を主とする自主財源の確保を図ることが必要です。

今後も、事務事業全般について費用対効果等の観点から見直しを行い、歳入規模に見合った歳出規模・歳出構造への転換を図り、行政の透明性確保や村民に開かれた島づくりを推進するために、分かりやすい財政状況の情報提供が求められています。

施策 2-1 財政の健全運営

施策の方向	施策の概要
①財政基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●税の公平負担の原則から、未収債権の確保に努めるとともに、徴収率の向上と課税客体捕捉の向上の両面から、村税確保対策を強化します。 ●受益者負担の公平性の観点から、使用料や手数料などの見直しを検討するとともに、利用計画のない村有財産の処分及び活用についても検討します。 ●中長期的な財政計画に基づき財政運営の充実強化を図ります。
②事務事業の見直しと経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ●ラスパイレス指数や類似他団体の実態を踏まえ、職務や職責に応じた給与水準の適正化に努め、人件費の抑制に努めます。 ●人件費や物件費、補助金等の経常的な経費はもとより、投資的経費についても機能や品質を確保したうえでのコスト縮減に取組み、歳出抑制効果を最大限に引き出すよう努めます。 ●補助金、交付金について、受益者負担が相応しいもの、既に目的が達成されたものなどについては、その事業効果を勘案し、段階的に廃止するなどの見直しを行います。また、補助交付団体に対しては一層の自助努力を促すとともに、指導監督の強化に努めます。 ●特別会計については、独立採算の原則に則り、歳入歳出について総点検し、住民ニーズを踏まえつつ、安易に一般会計からの繰り入れに依存することのないよう、経営の見直しに努めます。

基本施策 3. 広域的な交流・連携の推進

現状と課題

本村が属する伊豆諸島の島嶼地域では、地域振興、地域医療、防災などの面で共通した課題を抱えています。今後も、本土と島嶼間による緊密な連携体制を構築していくため、その連携強化の基盤となる交通体系及び情報通信網の更なる充実を図る必要があります。

現在、伊豆・小笠原諸島の2町7村と東京都で設立した「(公財)東京都島しょ振興公社」においては、東京愛らんどフェア「島じまん」の開催、ヘリコプター「東京愛らんどシャトル」の運航支援、ホームページを活用した観光情報の提供や島特産品のPR及び販売、アンテナショップ「東京愛らんど」(竹芝船客ターミナル内)の運営など、島嶼地域の産業・観光振興に寄与した事業を実施しています。

また、東京都島嶼町村一部事務組合では、島嶼の振興を図ることを目的として、現在、島嶼部が抱えている廃棄物処理に対応するため、島嶼相互利用による一般廃棄物の最終処分場の施設整備・管理運営・島嶼間との連絡調整等、円滑な事業運営の実施に取り組んでいます。

今後とも、各団体との連携・協力をより一層強化しながら、島嶼地域の産業・観光振興、人材の育成・確保、生活・文化の向上、情報化社会への対応等について、広域的に取り組んでいく必要があります。

施策 3-1 広域的な交流・連携の推進

施策の方向	施策の概要
①本土と島嶼間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●島嶼地域で実施している広域的な取り組みを基盤に、最終処分場等の施設の相互利用など適切な行政機能の分担を図り、島嶼間共同で取り組むべき課題については、積極的にその解決に向けた取り組みを連携して進めながら、課題の解決及び行政コストの軽減に努めます。 ●インターネットを活用した島嶼間による情報ネットワークの充実を図り、本土と島嶼間における情報の共有化を推進します。 ●ヘリコプター「東京愛らんどシャトル」の利用と安定運航のための支援を図り、島嶼間との交流を推進します。 ●アンテナショップ「東京愛らんど」をはじめとしたアンテナショップの利活用と支援を図り、都市住民との交流を推進します。 ●都市住民と島民との交流事業を推進します。

◇主要事業

主な事業	内 容
①島嶼地域最終処分場負担金	島嶼間で相互利用している一般廃棄物管理型最終処分場（大島・八丈島）の施設整備及び管理運営等に係る経費の一部を負担します。
②ふれあい交流事業補助金	都市住民との交流イベントを島内任意団体等が主体となって実施する体制を推進し、交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、（仮）三宅村ふれあい交流事業補助金制度を確立します。



<上空から見る三宅島>

第4編

資料編



三本岳に沈む夕日

資料編

1. 三宅村総合開発委員会委員名簿

氏名	任期		委嘱区分/役職	備考
	自	至		
平野 辰昇	H24.3.19	H26.3.18	三宅村議会議員	
平川 大作	H24.3.19	H26.3.18	三宅村議会議員	
浅沼 徳広	H24.3.19	H26.3.18	三宅村議会議員	
上松 幸男	H24.3.19	H26.3.18	三宅村議会議員	
浅沼 義明	H24.2. 1	H26.1.31	三宅島マリンスーパース(株)三宅島所長	
浅沼 存	H24.3.19	H26.3.18	J A東京島しょ理事	
関 恒美	H24.2. 1	H26.1.31	三宅島漁協組合長	
大年 健士	H24.2. 1	H26.1.31	三宅村農業委員会会長	
浅沼 徹哉	H24.2. 1	H26.1.31	三宅島観光協会会長	会長
浅沼 基	H24.2. 1	H26.1.31	三宅村商工会会長	
浅沼 昶	H24.2. 1	H26.1.31	神着自治会長	
野田 一八	H24.2. 1	H26.1.31	伊豆自治会長	
石井 肇	H24.2. 1	H26.1.31	伊ヶ谷自治会長	
北川 洋夫	H24.2. 1	H26.1.31	阿古自治協議会長	
奥山 彦一	H24.9.14	H26.1.31	坪田自治会長	
菊地健一郎	H24.2. 1	H26.1.31	三宅島連合青年団長	
石井 節美	H24.5.15	H26.1.31	三宅村商工会女性部長	副会長
寺本 達	H24.2. 1	H26.1.31	三宅島社会福祉協議会長	
平松 一成	H24.2. 1	H26.1.31	三宅村森林組合長	
樋口 峰子	H24.4.11	H26.1.31	三宅支庁総務課長	
池山 秀利	H24.2. 1	H26.1.31	三宅村副村長	

※定員：21名

2. 第5次三宅村総合計画策定委員会委員名簿

氏名	所属	備考
平野 光男	三宅村商工会	
飯沼 義仁	三宅島観光協会	
山田 順一	三宅島漁業協同組合	
福本 将幸	J A東京島しょ農業協同組合	
宮下 陵二	三宅村シルバー人材センター	
齊藤 公也	三宅島連合青年団	
桑村 健司	三宅島社会福祉協議会	
野口 涉	三宅村PTA連合会	
上田 進	村長推薦	副委員長
阿部 亮	村長推薦	
穴原 奈都	村長推薦	
池山 秀利	三宅村副村長	委員長

※定員：12名

3. 第5次三宅村総合計画策定経緯

年月日	会議等	協議内容
H23.11. 8	第1回三宅村総合計画策定委員会	第5次三宅村総合計画について
H23.12. 7	第2回三宅村総合計画策定委員会	基本構想（基本理念・将来像等）協議
H24. 1.30	第3回三宅村総合計画策定委員会	基本構想（基本理念・将来像等）協議
H24. 2.13	第4回三宅村総合計画策定委員会	基本構想（基本理念・将来像等）協議
H24. 2.27	第5回三宅村総合計画策定委員会	基本構想（基本理念・将来像等）協議
H24. 7.26	第1回三宅村総合開発委員会	第5次三宅村総合計画諮問及び 第5次三宅村総合計画（素案）審議
H24. 8.28	第2回三宅村総合開発委員会	第5次三宅村総合計画（案）審議
H24. 9.19	第3回三宅村総合開発委員会	第5次三宅村総合計画（案）審議
H24.10.17	第4回三宅村総合開発委員会	第5次三宅村総合計画（案）審議
H24.10.30	第5回三宅村総合開発委員会	第5次三宅村総合計画（案）審議・承認
H24.11. 5	三宅村総合開発委員会	第5次三宅村総合計画（案）答申
H24.12.12	三宅村議会	定例議会報告